

平成 29 年度 第 2 回 土壤汚染対策検討委員会 次第

日時：平成 30 年 2 月 2 日（金）午後 1 時から午後 4 時まで
場所：東京都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 2

1 開 会

2 議 題

(1) 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について

- ① 2－1 条例第 1 1 7 条に基づく調査の見直し
- ② 2－2 人の健康リスクに係る対策等
- ③ 2－3 地下水汚染への対策要件
- ④ 2－4 汚染地の改変に係る拡散防止
- ⑤ 2－5 自然由来等基準不適合土壤の拡散防止
- ⑥ 1－5 操業中の調査・対策について

(2) その他

3 閉 会

【配布資料】

資料 1 条例第 117 条に基づく調査の見直し（適用除外行為等）

資料 2 人の健康リスクに係る対策等（114 条）

資料 3 地下水汚染への対策要件（115 条）

資料 4 汚染地の改変に係る拡散防止（114～117 条）

資料 5 自然由来等基準不適合土壌の拡散防止（122 条）

資料 6 操業中の調査・対策について（116 条、117 条）

参考資料 1 土壌汚染対策検討委員会設置要綱

参考資料 2 第 1 回検討委員会議事録（委員限り）

参考資料 3 第 1 回土壌汚染対策検討委員会検討事項とりまとめ

参考資料 4 検討委員会スケジュールと第 2 回検討委員会検討事項

別冊資料に追加 第 1 回検討委員会資料一式

「土壤汚染対策検討委員会」委員名簿

[50 音順・敬称略]

氏名	現職	専門分野
石崎 利一	全国中小企業団体中央会	中小企業経営
大塚 直	早稲田大学 法学部 教授	法律（環境法）
小野 恭子	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員	リスク評価
勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 教授	地盤工学
小林 剛	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	環境安全科学 環境動態解析
鈴木 弘明	一般社団法人 土壤環境センター 技術委員会 委員長 (原所属：日本工営株式会社)	土壤汚染 調査・対策
(委員長) 細見 正明	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	環境化学工学 土壤汚染

「土壤汚染対策検討委員会」事務局名簿

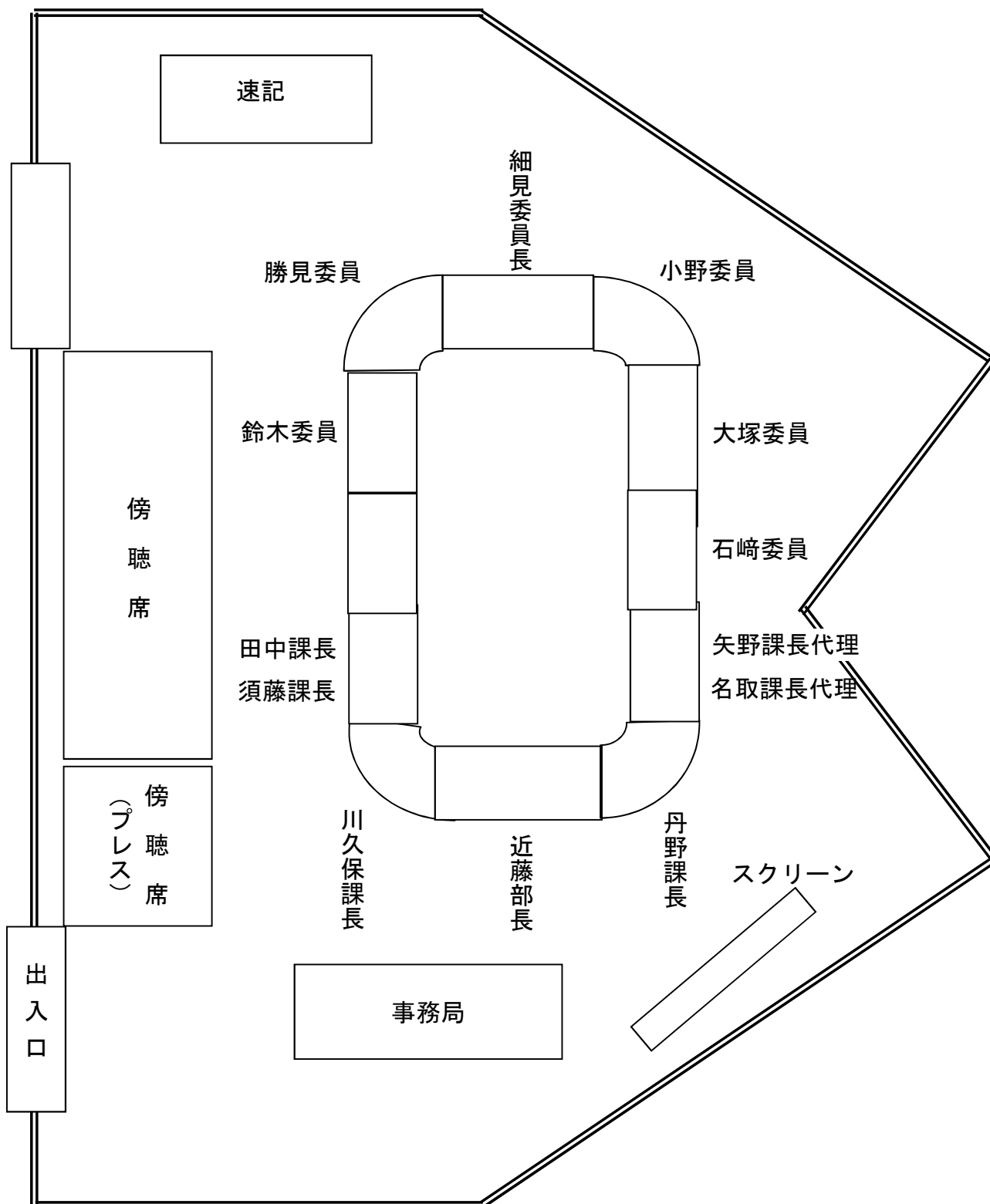
氏名	所属
松永 竜太	環境局環境改善部長
近藤 豊	環境局環境改善技術担当部長
川久保 ルミ子	環境局環境改善部計画課長
須藤 哲	環境局環境改善部化学物質対策課長
丹野 紀子	環境局環境改善部土壤地下水汚染対策担当課長
田中 利和	環境局多摩環境事務所環境改善課長
名取 雄太	環境局環境改善部化学物質対策課統括課長代理 (土壤地下水汚染対策総括担当)
矢野 明子	環境局環境改善部化学物質対策課課長代理 (土壤地下水汚染対策担当)

平成29年度 第2回 土壌汚染対策検討委員会 座席表

平成30年2月2日（金）

午後1時～午後4時

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 22



資料 1

条例第117条に基づく調査の見直し

1

環境確保条例第117条と 施行規則第58条

環境確保条例	施行規則
(土地の改変時における改変者の義務) 第117条 規則で定める面積以上の土地において 行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為(以下「土地の改変」という。)を行う者(以下「土地改変者」という。)は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。	(土地の改変時の調査等) 第58条 条例第117条第1項に規定する規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。 2 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成 二 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更 3 条例第117条第1項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第34号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。 一 有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴 二 有害物質の使用、排出等の状況

2

背景

- 条例第117条の対象となるのは、敷地面積3,000㎡以上の土地で土地の改変を行うときとなっている。
- 条例第117条の「土地の改変」には適用除外行為を設けておらず、施行規則第58条第2項に該当するすべての改変行為が調査義務の対象となる。
- 一方で、環境局ホームページのQ&Aにおいて「**通常の管理行為**」「**軽易な行為**」を適用除外として扱うことを示している。
- 土壤汚染対策法第4条や第12条では、「届出を要しない行為」が施行規則で規定されている。

3

条例第117条の現在の適用除外規定

【東京都環境局のHPより/トップページ＞化学物質・土壤汚染対策＞土壤汚染策＞環境確保条例＞よくあるご質問】

土地の改変行為とは、「土地の切り盛り、掘削その他の土地の造成」「建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更」（条例規則第58条第2項）をいいます。土地の切り盛りとは、土地の切土及び盛土をいうが、単なる盛土のみの場合は土地の改変行為に該当しません。また、土地の形質の変更のうち、次に掲げる**通常の管理行為**又は**軽易な行為**は土地の改変行為に該当しません。

- ① 仮設の工作物、塀等の新築、改築又は増築
- ② 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増築
- ③ 用水又は排水施設の設置
- ④ 木竹の植栽、植え替え等のための掘削
- ⑤ 上記①から④に掲げるもののほか、通常の管理行為又は軽易な行為等と認められるもの

なお、汚染土壌処理のために行う土地の掘削等は、土地の改変行為に該当します。（土壤汚染対策法及び条例の規定により行う汚染土壌処理を除く。）

4

法の規定（法第4条と法第12条）

土壌汚染対策法		法施行規則	
法 4 条	・3000㎡以上の形質変更地は届出対象 ・ただし、次に掲げる行為についてはこの限りではない。 ①軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの ②非常災害のために必要な措置として行う行為	法 25 条 規 則	- 形質変更の届出を要しない行為 ①～③のすべてに該当する行為 ①土壌を形質変更する土地の外に搬出しない ②土地の形質変更で土壌の飛散・流出を伴わない ③形質変更の深さが50cm未満である
法 12 条	・形質変更時区域内の形質変更は届出対象 ・ただし、次に掲げる行為についてはこの限りではない。 ①通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの ②形質変更時届出区域が指定された際に着手していた行為 ③非常災害のために必要な措置として行う行為	法 50 条 規 則	- 形質変更時届出区域内における届出を有しない通常の管理行為、軽易な管理行為その他の行為 ①～③のすべてに該当する行為 ①汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること ②形質変更面積が10㎡以上の場合、深さ50cm未満 ③形質変更面積が10㎡未満の場合、深さ3m未満

5

本資料の検討課題

検討課題

条例第117条の適用除外としている「通常の管理行為」「軽易な行為」について、今後の扱いを整理し、規則等での明記について検討する。

論点		概要
論点①	「通常の管理行為」の整理	Q&Aで示している「通常の管理行為」について整理する
論点②	「軽易な行為」の規定	「軽易な変更」に該当する工事について、どのような要件（面積等）にするか検討する
論点③	適用除外行為の見直し	「非常災害のために必要な措置として行う行為」を除外行為に追加することを検討

6

論点① 「通常の管理行為」の整理

「通常の管理行為」の考え方

- 水道、下水道、ガス、電気工事等を指し、事業活動に伴うものは含まない。
- これらの工事について、土壌汚染に関する規制をかけると、公共の利益において不具合を生じる場合がある。

現状

Q&Aで示している「通常の管理行為」と「軽易な行為」

- ① 仮設の工作物、塀等の新築、改築又は増築
- ② 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増築
- ③ 用水又は排水施設の設置
- ④ 木竹の植栽、植え替え等のための掘削
- ⑤ 上記①から④に掲げるもののほか、通常の管理行為又は軽易な行為等と認められるもの

⇒ 除外行為を認めていること自体に大きな問題は生じていない。

7

論点① 「通常の管理行為」の整理

課題

【明文化の必要性】

- Q&Aで示しているのみなので、規則等で明文化が必要

【「通常の管理行為」の項目の見直し】

- ②～④の項目については、通常の管理行為としていることに疑義はない
- 「① 仮設の工作物、塀等の新築、改築又は増築」について、大規模な工事も含まれることがあるため、「通常の管理行為又は軽易な行為」として今まで通り適用除外として良いかについて、やや疑義がある。
- 現在のQ&Aでは記載していない行為として、「既存道路の舗修(新設や拡幅を除く)」について、「通常の管理行為」として追加しても良いのではないか

【法対象となる土地に係る条例第117条の取扱いについて】

- 「通常の管理行為」として、条例の届出は対象外としたが、形質変更面積が3,000㎡以上である場合、法第4条第1項の届出対象となる。円滑かつ正確に汚染のおそれの判断を行うために、法第4条第1項の対象となる土地については、適用除外とせず条例第117条の対象として良いのではないか

8

論点① 「通常の管理行為」の整理

見直しの方向性(案)

- 適用除外行為として認めている「通常の管理行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。
- 「① 仮設の工作物、塀等の新築、改築又は増築」について、これらの工事は通常の管理行為とは言い難いケースも含むため、「通常の管理行為」として適用除外行為としないこととする。
- 「既存道路の舗修(新設や拡幅を除く)」について、「通常の管理行為」に新たに追加する。
- ②～④については、現状のQ&Aの記載から変更しない。
- 上記の外、規則で明記しきれない「通常の管理行為」と認められるものについては、改めて整理して、通知等で例示していく。
- 土対法第4条で届出対象としているものは、条例117条の除外行為の対象としない。

9

論点② 軽易な行為の規定

現状

- 条例上、適用除外に関する規模要件が定められていないため、小さな面積であっても敷地全体の地歴調査結果を提出する規定である。

課題

- 例えば、10㎡の改変面積であっても敷地全体の地歴調査が必要となり、事業者への負担となっている。

見直しの考え方

- 小規模な工事については、「軽易な行為」として適用除外とするよう検討したい。
- 具体的には、改変面積100㎡,300㎡または900㎡までを「軽易な行為」として、適用除外の対象とできないか。

10

改変面積100㎡未満

※赤字:検討委員会後
修正・追記

	改変面積100㎡未満の届出件数※
平成27年度	16 (総数 400) :4.0%
平成28年度	27 (総数 412) :6.6%

※平成27、28年度の区部の届出件数をもとに集計

事例) 改変面積100㎡未満の工事内容と改変深度

工事内容	改変面積	最大改変深度
容器埋設	6㎡	2m
受電引込工事	10㎡	1.4m
エレベーター設置工事	19.63㎡	1.42m、(杭7.5m)
非常用発電機用地下タンク	21㎡	2.3m
ごみ庫	30㎡	1m
軽量混合処理土置換工	33.8㎡	3.22m
ガレージの増築	36.06㎡	0.45m
オイルタンク設置	52.3㎡	5.4m
耐震工事	55.22㎡	1.8m、(杭50.95m)
耐震工事	63.65㎡	1.6m、(杭9.25m)
耐震工事	65.2㎡	1.9m、(杭10.6m)
喫煙所・倉庫等	69.94㎡	0.5m
昇降機設置棟増築	71.59㎡	2.66m、(杭36.45m)
フレーム設置、杭	91.12㎡	1.6m、(杭18.5m)
倉庫、照明柱の建設	95.95㎡	1.6m

11

改変面積300㎡未満

※赤字:検討委員会後
修正・追記

	改変面積300㎡未満の届出件数
平成27年度	40 (総数 400) :10.0 %
平成28年度	52 (総数 412) :12.6%

※平成27、28年度の区部の届出件数をもとに集計

事例) 改変面積300㎡未満の工事内容と改変深度

工事内容	改変面積	最大改変深度
特高変電所解体工事	100.2㎡	2.1m
駐車場整備	103㎡	0.78m
発電所増築、作業員詰所	112.93㎡	1.2m
既存外構解体、オイルタンクの設置	113㎡	1.5m、5.18m、(杭16.6m)
ソーラーカーポートの設置	116.51㎡	1.2m
擁壁の改修	132㎡	1.8m
駐車場増築	170㎡	0.71m
耐震改修	191㎡	1.8m、(杭31.4m)
旧学童クラブの解体	191.76㎡	0.5m
電源の設置、防食用電極設置	205.89㎡	1.5m
倉庫撤去工事	215㎡	3.16m
高圧電線埋設工事	223.84㎡	2.4m
耐震改修工事	233.56㎡	1.55m、(杭5.3m)
変圧器取り替え工事	250㎡	1.0m
耐震改修工事	260.39㎡	1.75m、(杭45m)

12

改変面積900㎡未満

※赤字: 検討委員会後
修正・追記

	改変面積300㎡未満の届出件数
平成27年度	74 (総数 400) : 18.5%
平成28年度	86 (総数 412) : 20.9%

事例) 改変面積900㎡未満の工事内容と改変深度 ※平成27、28年度の区部の届出件数をもとに集計

工事内容	うち対象面積	最大改変深度
社殿の改築	312.25㎡	3.45m、(杭深度35m)
公園整備	330㎡	1.5m
危険物倉庫新設工事	368㎡	1.70m、(杭22m)
動物園施設の解体および新築	375.4㎡	1.4m
既存建物の解体及び研修施設の新築	406㎡	2.25m、(杭26.15m)
管理棟の解体・新築、倉庫棟の新築	453.01㎡	1.8m、(杭14.25m)
建物解体工事	458.3㎡	2.5m
小学校校舎の増築、解体	476.21㎡	1.13m
社宅解体工事	523.6㎡	6.0m
塀の撤去、土地の造成	526.56㎡	1.9m
建屋の解体、汚水処理槽の解体	582.5㎡	1.3m
建物の撤去・改修、塀の解体	592㎡	1.5m
教室棟の新築工事、埋蔵文化財調査	620㎡	1.89m、(杭27.89m)
地下1階の新築	743.15㎡	1.6m、(杭18.43m)
プールの改修工事	806㎡	1.10m
建物撤去工事	866㎡	2.16m

13

論点② 「軽易な行為」の規定

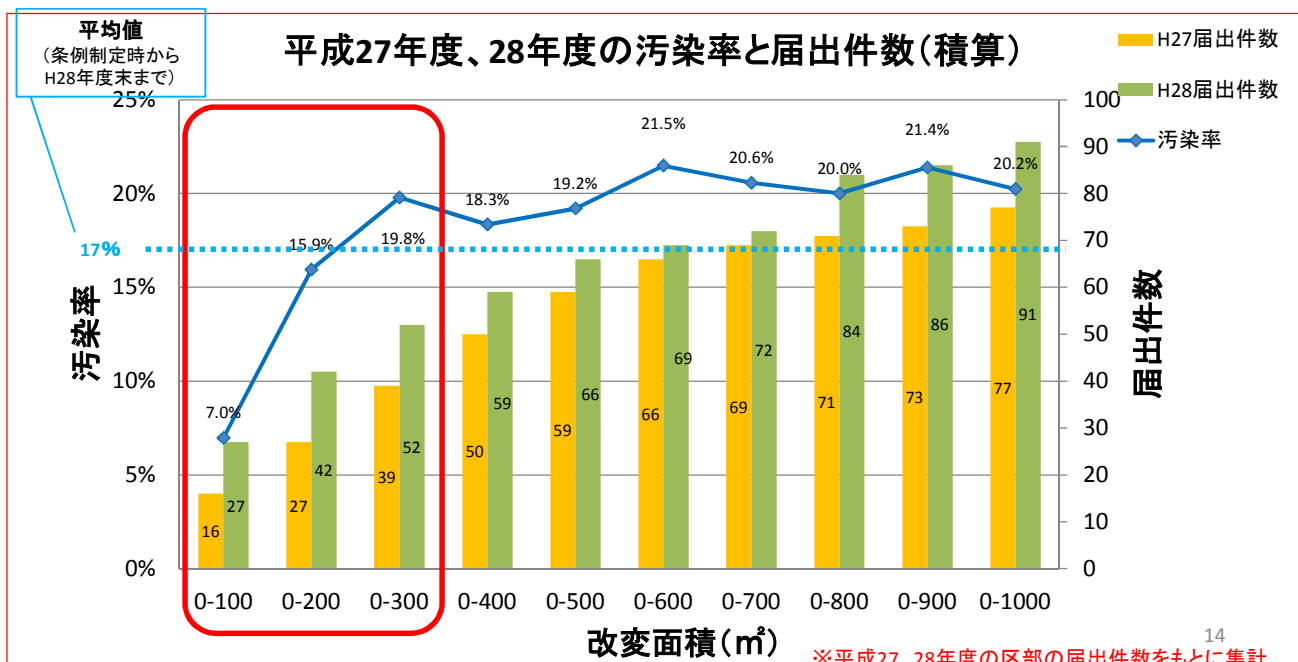
※赤字: 検討委員会後
修正・追記

・ 適用除外の判断項目について

① 改変面積

改変面積が小さいほど、汚染率※は小さい傾向

※汚染率:
調査して基準超過があった数
汚染のおそれ無し+おそれ有り



14

論点② 「軽易な行為」の規定

※赤字：検討委員会後
修正・追記

◆ 改変面積100㎡と300㎡の比較

・ 汚染件数の比較

	届出全体の 汚染件数	0～100㎡の 汚染件数	0～300㎡の 汚染件数	0～900㎡の 汚染件数
平成27年度	107件	0件(0%)	9件(8.4%)	19件(17.7%)
平成28年度	92件	3件(3.3%)	9件(9.8%)	15件(16.3%)

※カッコ内の数字は、全体の汚染件数に対する割合(%)

・ 工事内容の比較

0～100㎡の工事内容	0～300㎡の工事内容	0～900㎡の工事内容
・メンテナンス工事が 多い	・建屋の増築や解体が 含まれる	・建屋の増築、新築や 解体が多い

15

論点② 「軽易な行為」の規定

・ 「軽易な行為」として適用除外にする条件について

② 土壌汚染の有無

改変面積が小規模でも、汚染が既に分かっている土地の場合は、確実に汚染の拡散が生じるため、適用除外とすべきではない

見直しの方向性(案)

- 「通常の管理行為」と同様に、「軽易な行為」を、施行規則又は施行通知に記載し、明文化する。

⇒ **100㎡, 300㎡ or 900㎡未満の工事**(当該箇所において既往調査で基準超過がある場合は除く)については、「軽易な行為」と位置付け、適用除外とする。

16

論点③ 適用除外行為の見直し

現状

- ・ 条例上、“非常災害のために必要な応急措置として行う行為”に関する除外規定が定められていない。

課題

- ・ 非常災害のために必要な応急措置は、緊急を要し、土壤汚染対策よりも優先されるべき行為と考えられることから、届出を求めることは、合理的とは言えない。

見直しの方向性(案)

「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」を第117条の適用除外とすることを規則に明記する。

17

条例第117条の適用除外規定について

改正骨子(案)

- 骨子案(条例施行規則第58条第2項抜粋)
- 2 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 土地の切り盛り、掘削等建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更。**ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。**
 - ア 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増築
 - イ 用水又は排水施設の設置
 - ウ 木竹の植栽、植え替え等のための掘削
 - エ **既存道路の補修(新設や拡幅を含むものを除く)**
 - オ 上記アからエに掲げるもののほか、通常管理行為等と認められるもの
 - カ **改変面積100㎡、300㎡ or 900㎡未満の工事であつた改変箇所において既往調査で基準超過が判明した経緯のないこと**
 - キ **非常災害のために必要な応急措置として行う行為**
 - 二 **土壤汚染対策法第4条に基づく届出の対象となる行為**

18

資料 2

人の健康リスクに係る対策等

1

本資料の検討課題

検討課題① 健康リスクの定義

論点		見直しの方向性(案)概要
論点①	人の健康に係る被害が生じるおそれの判断基準	条例第114条に規定する健康被害のおそれ(＝健康リスク)について、法との整合を図る

検討課題② 健康リスクの観点からの対策義務

論点		見直しの方向性(案)概要
論点②	対策を義務付ける条件	健康リスクの観点から対策を求める条件を新たに規定。第114条～第117条まで全てに適用
論点③	飲用リスクに対する対策	法との整合の観点から、現行規定にはない地下水質の監視等の措置を導入する
論点④	対策の義務を課す規定	条例の汚染原因者責任の観点から、対策義務者ごとに義務の課し方について整理

2

検討課題③ 飲用井戸情報の収集・保管・提供

論点		見直しの方向性(案)概要
論点⑤	収集の対象とする飲用井戸の定義及び収集の方法	関係者からの情報提供を求めることが出来る規定を設ける。定義は引き続き検討
論点⑥	飲用井戸情報の保管及び区市との共有	都及び区市がそれぞれ必要な情報を保有している前提で、制度を設計。共有の方法は今後調整
論点⑦	飲用井戸情報の適切な提供	提供を可能とする規定を設ける。提供の方法及び範囲等は引き続き検討

3

検討課題① 健康リスクの定義

- 第114条は、有害物質取扱事業者が土壌を汚染し、人健康リスクがある場合、土壌汚染への対策を命じることができる規定である。
- 土対法では、健康リスクに関連して、土地所有者への調査命令、要措置区域への指定の制度がある。健康リスクの有無の判断の基準としては、施行令及び施行規則に、直接摂取リスク及び飲用リスクに該当する定義がなされている。

	条例第114条	法第5条及び第6条
人健康リスクの定義	第114条 現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき ※規則等への委任なし	法第5条第1項(調査命令) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令(施行令第3条)で定める基準 法第6条第1項第2号(要措置区域) 人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令(施行令第5条)で定める基準
対策の対象とする健康リスクの範囲	溶出量基準不適合 (※飲用リスクの判断基準は規定上明記されていないが、第114条の発動要件上、飲用利用があることが前提)	飲用リスク(溶出量基準不適合かつ地下水利用状況が施行規則第30条の各号に定める場合) 直接摂取リスク(含有量基準不適合かつ人の立入がある場合)

4

環境確保条例（汚染土壌の処理に関する命令）

第114条

知事は、工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったもの（以下「有害物質取扱事業者」という。）が、有害物質により土壌を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し、かつ、**現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは**、当該有害物質取扱事業者に対して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理の計画書（以下「汚染処理計画書」という。）を作成し、これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染土壌の処理をすることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

2 前項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、前項の規定により作成した汚染処理計画書を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により汚染処理計画書の提出をした有害物質取扱事業者は、汚染の処理が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

＜条例第114条の趣旨＞（環境確保条例逐条解説より引用）

本条は、有害物質に汚染された土壌が明らかに存在し、その汚染土壌により大気又は地下水が相当程度高く汚染され、人の健康に係る被害が現に生じ、又は生じるおそれがある場合に、知事が、有害物質を取り扱い、又は取り扱った工場又は指定作業場を設置する者に対し、敷地内の汚染土壌の処理を命じることができる旨を規定したものである。（以下略）

5

論点① 人の健康に係る被害が生じるおそれの判断基準

現状

- ・第114条の「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれ」の判断基準は、条例上示されていない。一方、法は法施行令及び法施行規則において判断基準を示している。
- ・第1回検討委員会（資料1検討課題①）において、条例の対象とする人健康リスクについて、法と整合を図る方向性を示したところである。
- ・人健康リスクへの対策であることから、第114条に基づく対策は、要措置区域における対策の要求事項と整合が図られるべきものと考えられる。なお、改正法の第二段階施行において、汚染除去等計画・実施措置等の用語が新たに示されており、詳細については検討中である。

見直しの方向性(案)

- 条例第114条及び同条の委任する施行規則において、法と同様の人健康リスクの判断基準を規定する。
- 判断基準を法と整合させると同時に、第114条に基づく対策は、法の要措置区域において求められる対策と同等とする。名称についても、改正後の法と整合を図る。

6

検討課題② 健康リスクの観点からの対策義務の要件

- 第114条は、有害物質取扱事業者が土壌を汚染し、人健康リスクがある場合、指針に基づく汚染処理を命じることができる規定である。
- 現行条例の第115条以下の調査で判明した汚染に求められる対策については、下表のように整理できる。
- 法では、調査の契機に依らず、法第6条による要措置区域への指定、法第7条による措置の指示(H31法改正後は汚染除去等計画の作成等の指示)の制度がある。法第7条の指示は、ただし書3要件に該当するときのみ、汚染原因者に対して行う。

	第114条第1項 (現行)	第115条第2項 (現行)	第116条第2項 (現行)	第117条第3項 (現行)	法第7条 (H31改正後)
対策に係る計画の名称	汚染処理計画		汚染拡散防止計画		汚染除去等計画
対策要件に係る健康リスク	健康リスク有 (飲用リスク)	判断しない (地下水保全)	判断しない (地下水保全) 又は直接摂取リスク		健康リスク有 (飲用又は直接)
対策の義務者	有害物質取扱事業者 (命令発出)			土地改変者 (義務)	土地所有者 (ただし書3要件の場合は汚染原因者)(指示)

7

論点② 対策を義務付ける条件

現状

＜対策を求める条件(第116条、第117条の場合)＞

法律・・・健康被害のおそれがあるとき(≡飲用井戸が近傍に存在する場合)
条例・・・基準超過が確認された場合は基本的になんらかの対応が必要

環境確保条例 第116条 (工場等廃止時の義務)

2 知事は、前項の調査の結果、当該敷地内の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該敷地内の汚染土壌の拡散を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとることを命じることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

環境確保条例 第117条 (土地の改変時の義務)

3 土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

4 前項により汚染拡散防止計画書の提出をした土地改変者は、前項の汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

8

論点② 対策を義務付ける条件の検討

現状

＜対策を求める範囲(第116条、第117条の場合)(指針の規定)＞

○溶出量基準超過の場合は、汚染が帯水層に達しているか、地下水汚染の原因となっているかで必要な対策範囲が異なる。

汚染が帯水層に達していない場合	汚染が存在する範囲のうち土地の掘削等を行う部分
汚染が帯水層に達している場合	地下水汚染の原因となっていない場合 汚染が存在する範囲のうち土地の掘削等を行う部分
	地下水汚染の原因となっている場合 汚染が存在する範囲

「土壤汚染対策指針第3 3(2)」

- ⇒ ・飲用利用の有無については考慮されない
・第116条の場合で地下水汚染の原因となっていない場合は、土地の掘削を行うときに対策(拡散防止措置)を要するが、それまでの間は未措置

○含有量基準超過の場合は、人の立入があるかどうかで、必要な対策範囲が異なる。→健康リスクの考え方が取り入れられている

原則	汚染が存在する範囲のうち土地の掘削等を行う部分
掘削を行う部分以外の部分であって、今後の土地利用計画において人が立ち入ることが出来る土地の部分	当該部分の表層から50cmまでの土壌を範囲に含める

9

論点② 対策を義務付ける条件の検討

課題

- 法(健康リスクベース)と条例(地下水汚染ベース)で対策を求める条件が異なっている。

＜法律のみ対策が必要なケース＞

溶出量基準超過・周辺に飲用井戸あり、地下水汚染はなし

⇒法で健康リスクがあるとしている汚染状態の土地も条例では対策不要となっているケースがある状態

＜条例のみ対策が必要なケース＞

溶出量基準超過・周辺に飲用井戸なし、地下水汚染あり

⇒法で対策不要となっているものに、条例で上乗せしている状態
＝健康リスクがないものに対して対策を求めている点で過剰か？
一方で、地下水環境保全の観点からは必要

見直しの考え方

- 法と同様に健康リスクでの対策の要否の考え方を導入すべき
➤ 同時に、条例の目的である、地下水環境保全の考えも含める形とできないか⇒資料3で検討
➤ 上記二項目に該当しない場合は、改変時の拡散防止の考え方のみで十分ではないか⇒資料4で検討

10

論点② 対策を義務付ける条件の検討

見直しの方向性(案)

○第114条から第117条の規定において、以下の場合には、汚染土壌が存在する範囲について対策を実施する。

- ・健康リスクがある場合（法と同じ定義）
- ・地下水環境保全の観点からの上乘せについては、資料3で検討

○それ以外の場合は、汚染土壌が存在する範囲のうち掘削等を行う範囲について、拡散防止の措置を実施する。（資料4で検討）

11

論点② 対策を義務付ける条件の検討

見直しの方向性(案) 【溶出量基準超過の場合】

地下水汚染ベース			
	汚染が帯水層に接している 地下水汚染の 原因	地下水汚染の 原因でない	汚染が帯水層に接していない
条例(指針) 現行	措置必要	改変範囲は措置必要 それ以外は措置不要	改変範囲は措置必要 それ以外は措置不要

健康リスクベース			
	健康リスクあり	健康リスクなし	
		地下水汚染あり	地下水汚染なし
法	措置必要	措置不要	
条例 見直し案	措置必要	資料3で検討	

※含有量基準超過の場合の条件については、考え方に変更はない。

12

論点③ 飲用リスクに対する対策

- 現在の条例の考え方は、第114条を除き飲用リスクの有無により対策の要否を判断していないため、法の要措置区域で求める対策と一部に不整合が生じている。
- 例えば、条例指針の汚染処理計画（汚染拡散防止計画において準じる場合を含む。）には、溶出量基準超過だが地下水汚染が生じていない場合の措置（地下水の水質の測定）が規定されていない。
- また、地下水汚染が生じている場合の措置としては、封じ込め、除去が規定されているが、地下水汚染の拡大の防止の措置は規定されていない。

リスクの有無および汚染の状況		条例（現行）	法
飲用リスクあり	土壌溶出量基準不適合	対策不要 ※本資料で検討	モニタリング
	かつ地下水汚染あり	対策（封じ込め、除去） ※本資料で検討	対策（封じ込め、除去等）
飲用リスクなし	土壌溶出量基準不適合	対策不要 ※資料3で検討	対策不要
	かつ地下水汚染あり	対策（封じ込め、除去） ※資料3で検討	対策不要
直接摂取リスクあり	土壌含有量不適合	対策（舗装、除去等）	対策（舗装、除去等）

13

論点③ 飲用リスクに対する対策

【参考】条例指針に基づく対策の指導状況（区市アンケートの結果）

○措置としての地下水質の監視（現在の指針では措置として定められていない）

	区	市
地下水汚染があっても飲用がないときの措置として、監視を認めたことがある	5	2
地下水汚染がないときでも飲用があれば、監視を求めたことがある	0	1

○その他、地下水質の監視に関する自由意見

事例がない（複数回答あり）
土壌汚染対策指針には、地下水の監視は明記されていないので、指導根拠として使えない。
当区においては、あえて地下水質の監視を求めた事例は無い。ただし、事業者側で監視が必要であると判断した場合はこの限りでない。
地下水汚染があった場合、監視を求めたことがある。地下水汚染がなければ、監視は強制していない。
法と同様の取扱いが望ましい。
当区では幸いなことに飲用井戸が確認されていないので、地下水の監視を求めたことはない。
飲用があったわけではないが、大規模工場で操業中自主調査を行なった際に地下水汚染があったケースでは、敷地から外に出していないことが確認されたため、引き続き敷地境界での地下水のモニタリングを求めたことがある。
周辺に飲用井戸がある場合には、本来は法の要措置区域と同様、地下水質の監視を求めるべきと思うが、半永久的に行う必要のある措置であるため、指導が難しい。

14

論点③ 飲用リスクに対する対策

<参考> 措置の内容(現行の土壤汚染対策指針)

	第一種有害物質		第二種有害物質			第三種有害物質	
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		土壌含有量基準	第二溶出量基準	
	適合	不適合	適合	不適合	不適合	適合	不適合
原位置不溶化	×	×	○	×	—	×	×
不溶化埋戻し	×	×	○	×	—	×	×
原位置封じ込め	○	○※)	○	○※)	—	○	×
遮水工封じ込め	○	○※)	○	○※)	—	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	—	○	○
土壤汚染の除去	○	○	○	○	○	○	○
土壌入換え	—	—	—	—	○	—	—
盛土	—	—	—	—	○	—	—
舗装	—	—	—	—	○	—	—

上記のほか、法で選択可能な措置(地下水の水質の測定を除く。)

地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	—	○	○
-------------	---	---	---	---	---	---	---

※)あらかじめ不溶化、抽出又は分解等の方法により、第二溶出量基準以下にしてから実施する。

15

論点③ 飲用リスクに対する対策

現状

- ・ 飲用井戸の有無を対策の要否に用いていなかったことから、モニタリング措置については、これまで条例上導入していなかった。
- ・ このため、法案件であれば要措置区域となり、モニタリングを義務付けられる状況でも、条例では措置が不要な土地が存在している。(モニタリングを求めた事例があるが、ごく例外)
- ・ また、条例では地下水汚染があれば封じ込め・除去等を求めており、地下水汚染の拡大の防止の措置については指針に記載がない。

見直しの方向性(案)

- 法との整合、及び将来世代の健康リスクへの対応として、現に地下水汚染が生じていない土地におけるモニタリング措置を導入し、指針に規定する。
- 法と同等の対策を求めるという整理から、地下水汚染の拡大の防止の措置も指針に規定し、条例で選択可能とする。
- モニタリング実施期間の考え方等、具体的事項は、法改正の検討を踏まえ、指針の見直し作業において検討する。

16

論点④ 対策の義務を課す規定

現状

- 第115条、第116条、第117条の調査義務者は、汚染原因への関与が異なることから、命令の要否が異なる。
- 第117条の場合は、土地の改変が必ず生じることから、改変行為と共に対策を行うことが効果的・効率的であり、主に掘削除去の措置が取られている。
- 法は、土地所有者又は汚染原因者のいずれも義務者になり得る。現行法では措置の指示、改正後の法では汚染除去等計画の作成提出指示が発出される。

条例(現行)	第114,115項	第116条第2項	第116条第4項	第117条第3項	法第7条
対策の義務者	有害物質取扱事業者 (汚染処理命令 発出)	有害物質取扱事業者 (汚染拡散防止 命令発出)	土地の譲渡・返還を受けた者 (汚染拡散防止 義務)	土地改変者 (汚染拡散防止 義務)	土地所有者 (ただし書3要件 の場合は汚染原因者)(指示)

考慮すべき点

- 当該土地の汚染による飲用リスクの有無(具体的には、到達範囲内の飲用井戸の有無)については、対策の義務者が知りえる情報ではない。
- 法では、義務者は、指示・命令が発出されることにより、当該土地の汚染による健康リスクの存在を知ることになる。
- 土地の改変者は、法では対策の義務者ではなく、条例で命令を発出することは適切か。命令を発出しない場合、どのような方法で健康リスクの存在を知らせるべきか。

17

論点④ 対策の義務を課す規定

見直しの方向性(案)

○第116条については、汚染原因者である工場等廃止者に対して、第114条に準じて対策を命じる規定とする。(考え方は現行通り)

○第117条については、命令の規定は問わず、土地改変者に対し、飲用リスクの有無に関する情報を通知し、判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける。通知の前に既に提出された計画に対しては、変更を指示できることとする。

○なお、いずれの場合も、法第5条の発動要件を満たすことから、必要に応じて土地所有者等への指導も併用し、対策を促していく。

論点④追加論点 対策義務の承継

④-1 土地所有者等に命令を発出する条件

④-2 土地の譲渡等があった場合の義務の承継

18

論点④追加論点 対策義務の承継

④ー1 土地所有者等に命令を発出する条件

法の規定

いずれかに指示・命令を発出

土地所有者等

(状態責任・掘削権原・
不存在にならない)

汚染原因者
(法7条ただし書の
場合)

- ①汚染原因者であることが明らか
- ②原因者に措置をさせることが相当(既に相応の費用を負担している、土地所有者等が措置をする旨の合意があるとみなされる場合等はこれにあたらぬ)
- ③土地所有者等に異議がない

見直しの方向性(案)

○調査義務を承継した場合を含め、対策の義務者は工場等廃止者であり、原則として工場等廃止者に命令を発出する。

○法第7条ただし書を参考に、土地所有者等が対策を行うべき状況にあるときは、土地所有者等に命令を発出することも可能な規定とする。

○命令は不利益処分であり、弁明の機会が付与されることから、いずれの場合もこれらの状況を確認してから命令を発出する。

いずれかに命令を発出

工場等廃止者

汚染原因者責任
(条例上の第一義務者)

土地所有者等

【土地所有者等が対策を行うべき状況】

次のいずれかの場合に土地所有者等へ命令発出

- ①土地所有者等が措置をする旨の合意があるとみなされる場合
- ②工場等廃止者が不存在であり命令が発出できない場合

19

論点④追加論点 対策義務の承継

④ー2 土地の譲渡等があった場合の義務の承継

環境確保条例 第116条

4 前3項の規定にかかわらず、有害物質取扱事業者が土壤汚染の調査又は汚染の拡散防止の措置を行わずに第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡(借地の場合にあっては当該土地の返還を言う。以下同じ。)をしたときは、譲渡を受けた者が土壤汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を講じなければならない。

<用語の解説>(環境確保条例逐条解説より引用、斜線部は加筆)

譲渡を受けた者が土壤汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を講じなければならない

有害物質取扱事業者が何らかの事情により、土壤汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を行わずに廃止等に係る土地を譲渡した場合に、当該土地の譲渡を受けた者に対し、土壤の調査を義務付けるものである。

→第116条第4項の土地譲受者に対しては、汚染拡散防止計画の作成等命令は発出されない。また、汚染拡散防止計画の提出義務がない。また、土地の譲渡・返還を伴わずに事業者が土地を離れるケースにおける土地所有者、さらに、土地の転得者に対しては、第116条第4項の義務も負わせることが出来ないと解されている。

20

（参考）条例の規定による義務の承継で、
問題のあるケース（第1回検討委員会資料3より再掲）

対象者	事例	現行規定の解釈
事業者以外の土地所有者	・ 借地契約によらずに事業を行っていた事業者が退出した場合	土地の譲渡・返還が行われておらず、土地所有者に義務を課す事は出来ない。
	・ 建物のみを賃借して事業を行っていた事業者が退出した場合	
	・ 建物の一部にテナントとして入っていた事業者が退出した場合	
転得者	・ 譲受者がさらに別の者に土地を譲渡した場合	「有害物質取扱事業者から土地の譲渡を受けた者」とは言えず、義務を課すことは出来ない。

- ・ 条例第116条第4項が適用されない限りは第1項の義務者が義務を負い続けていることになるが、現実には、所在不明等により指導が不可能なケースが多い。
- ・ 条例第116条第4項の条文は、本来、事業者が所在不明になった場合でも土地の所有者に義務を課す事により調査対策を担保させることを想定しており、現状のように捕捉不能な事態が生じていることは本意ではない。

21

【参考】第116条第4項の指導の状況（区市アンケートによる）

○第116条第4項に基づく指導を行っているか

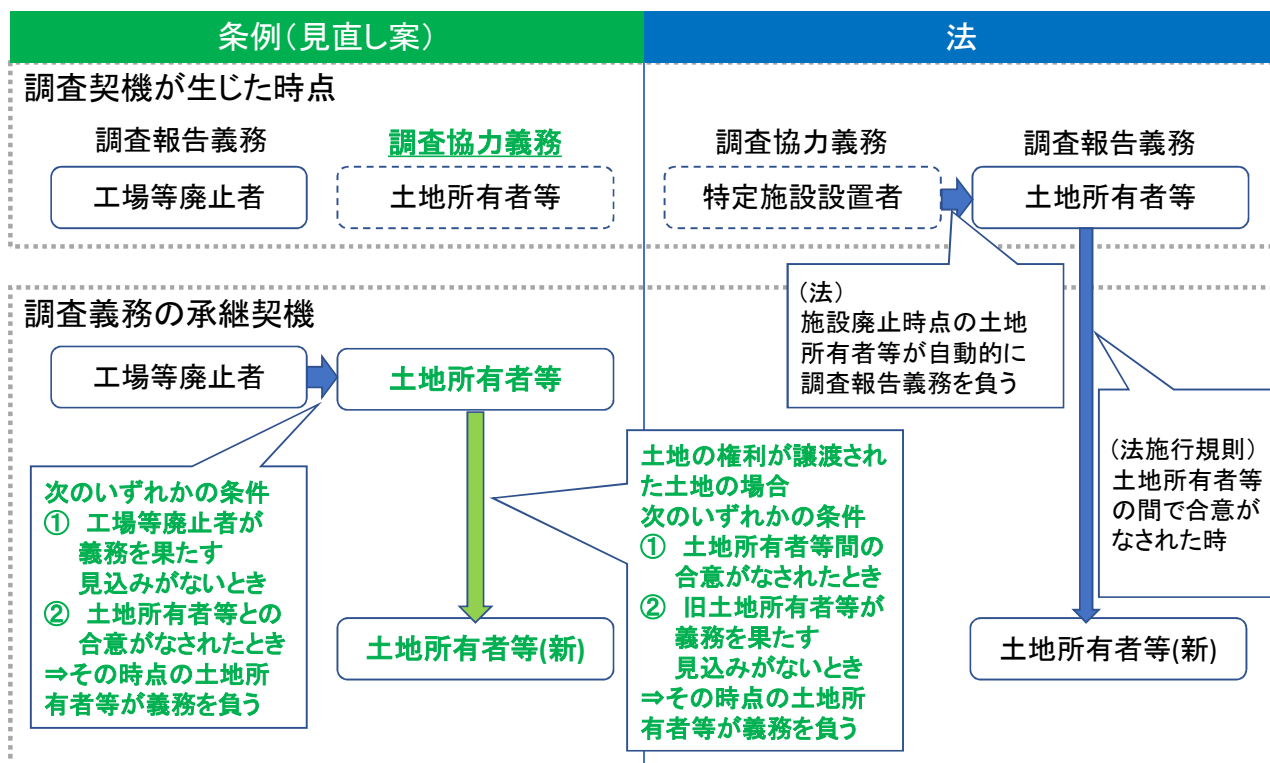
	区	市
対策の指導を行っている	18	13
⇒原則として、汚染拡散防止計画書を提出するよう依頼している	15	11
⇒原則として、汚染拡散防止措置完了届を提出するよう依頼している	13	12

○第116条第4項の規定への意見等（第1回検討委員会資料3から一部再掲）

第116条第4項による指導の苦慮事例	土地が転売されてしまうと、現在の所有者に条例上の調査義務等がかからなくなり、指導ができず、調査義務がかかっている事業所（土地）であってもそのまま解体等されてしまう事例がある。（事例多数）
	事業者が法人、土地所有者が法人代表者（個人）の場合、事実上、両者はイコールであるにも関わらず売却先に第116条第4項義務を課すことができず、法人が土地を所有しているケースと比較して不公平感がある。
土地の譲渡を受けた者が、汚染調査・拡散防止措置の実施を講じることとなっているが、その結果を市へ報告する義務までは記載がないことが問題と考える。	
重い義務を課す割に、第116条第4項には罰則が無く、また、第116条第4項の義務者から更に土地の譲渡等があった場合には義務が引き継がれない等、義務を放置することも可能な条例のつくりとなっている。真面目に調査を実施したものが損をするような実態について、疑問を感じている。	
調査及び対策の義務は有害物質取扱事業者が負うべきだと思いますが、調査等を実施しなかった場合は、土地所有者がその措置を行うように記載すべき。	
廃止届を提出せずに廃業し、土地が売却されて解体・新築がされている場合で、事業者の連絡先等が不明なため有害物質の使用状況等が確認できない時、現在の土地所有者に対して、どこまで情報提供や調査指導を行うか判断に迷う。	

22

【参考】調査義務の承継の考え方（第1回検討委員会資料3）



23

論点④追加論点 対策義務の承継

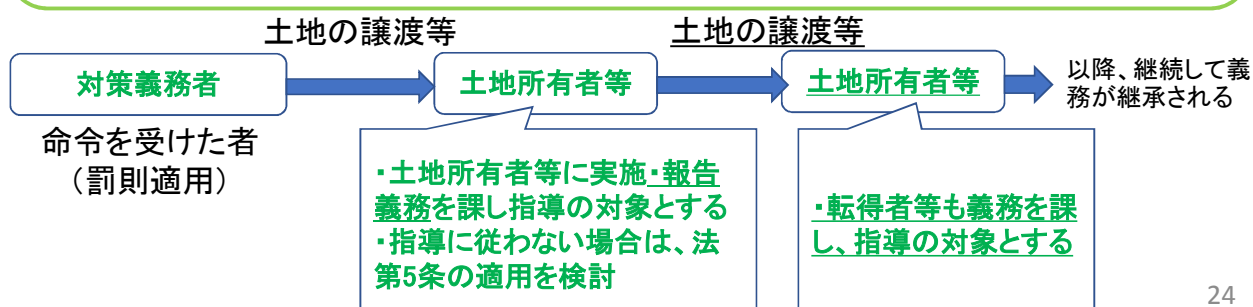
④-2 土地の譲渡等があった場合の義務の承継

法の規定	措置実施義務者が変更となる契機
土地所有者等	承継規定なし（土地の権利の移転があっても指示・命令のやり直しはなし）
汚染原因者	土地所有者に命令発出後、原因者が判明した場合等、指示・命令のやり直し

課題 転得者等に義務承継されない、報告義務がない → 上記の通り、法は参考にならない

見直しの方向性(案)

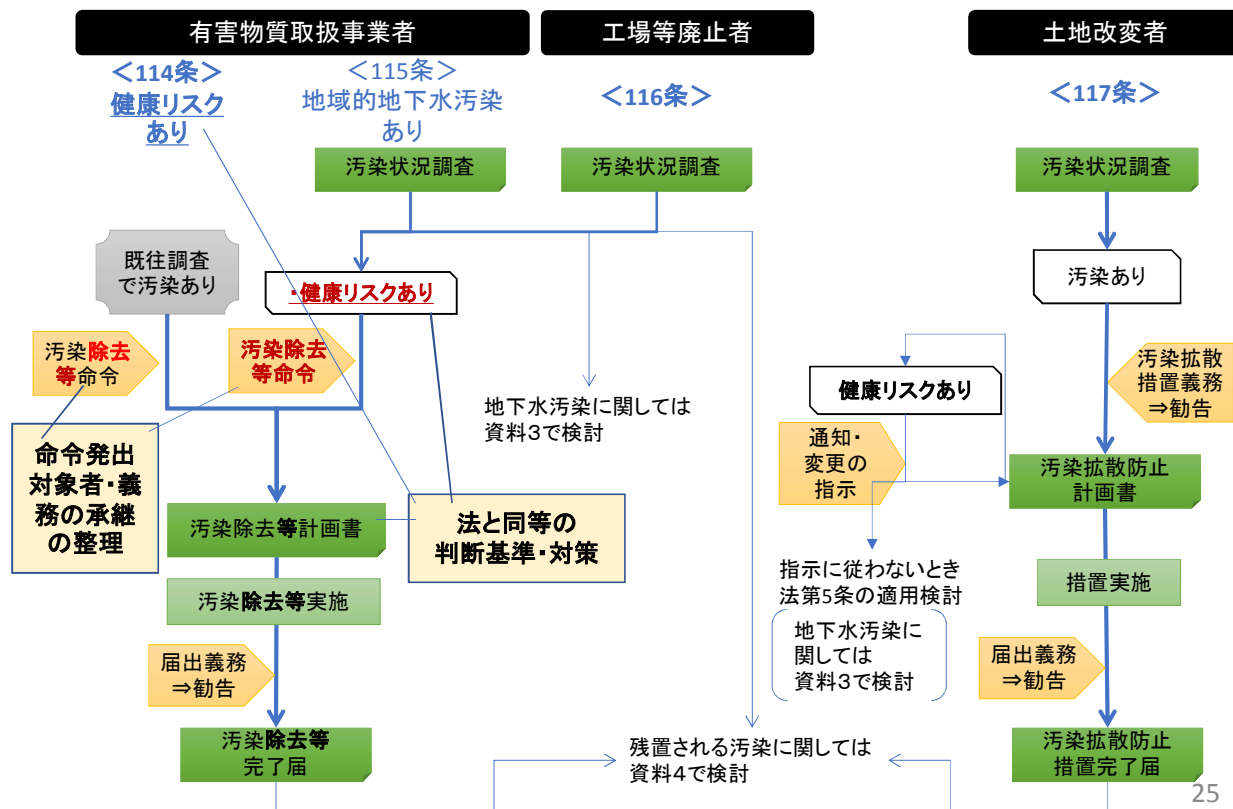
- 現行の第116条第4項の規定に、課題となっている転得者等への対応を追記する。
- 土地の譲渡等の権利の移転や土地・建物の返還があった場合、新たな土地所有者等に実施義務及び報告義務を課し、指導の対象とする（下線部が追記）
- 新たに義務を負ったものが実施等義務に違反した場合、罰則は適用されないが、第120条に基づく勧告の対象となる



24

見直しの方向性まとめ(案)【検討課題①②】

○汚染発見から対策実施までのフロー(健康リスクに係るもの)



検討課題③ 飲用井戸情報の収集・保管・提供

- 法第6条の規定による要措置区域の指定に当たっては、特に飲用リスクの有無の判断のため、法施行規則第30条第1号(飲用に供する地下水の取水口)について、法施行通知に従い、行政保有情報その他の方法により、飲用井戸の有無を確認している。また、他の機関が保有する行政保有情報については、法第56条の規定により、関係機関への協力を求めることができる。
- H30改正後の法第61条により、飲用井戸等情報の把握収集等が都道府県知事の努力義務規定となることから、対応を検討する必要がある。
- 条例において第114条に飲用リスクの定義を行う場合、条例上、これらの情報を収集等するための規定について、検討を行う必要がある。

平成28年12月12日中央環境審議会

「今後の土壤汚染対策制度の在り方について(第一次答申)」

都道府県等において、市町村と連携した飲用井戸等の合理的な把握方法を明確化するよう促すべき

改正土壤汚染対策法第61条(平成30年4月1日施行)

都道府県知事は、(中略)その汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するように努めるものとする。

【参考】地下水経由の観点からの土壌汚染がある土地の判断の要件（法）

○法施行規則第30条

土壌汚染対策法施行令第3条第1号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。

1 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

情報収集の根拠となる法令等が十分に整備されていない

2 地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

4 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

27

【参考】条例指針に基づく対策の指導状況（区市アンケートの結果）

○対策の要否の判断

	区	市
指針の通り、周辺の地下水汚染の原因となっている場合に対策を求めている	11	16
指針の要件に加え、飲用井戸等の有無を確認し、飲用時に対策を求めている	10	0

飲用井戸等の有無の確認の方法	都H22調査の結果の利用（都情報井戸に対して個別に確認）		4
	都H22調査＋区の取組	都情報＋区保有情報（例：環境部局、揚水量報告、防災井戸、保健所）	3
	区で収集	個別に聴き取り、保健所保有情報	3

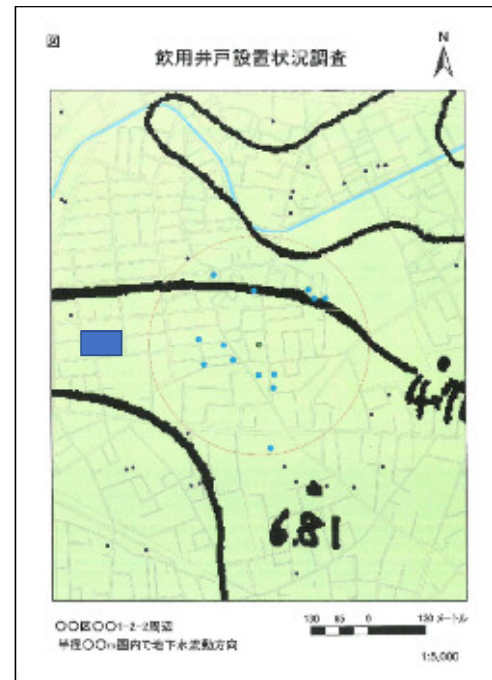
○その他、対策の要否の判断に関する自由意見

半径1kmと言うと、区をまたがり3区くらいまで飲用井戸の確認をしなくてはならない。これは、東京都の実施した飲用井戸情報に頼らざるを得ず、現状東京都の協力が不可欠である。
飲用の判断の考え方が不明確なため、対策の要否の判断が困難である。
・重金属について、自然由来の汚染と判別がつかないことが多い。 ・特に対策を求めた事例はないが、都からの飲用井戸情報をもとに、区でも聞き取り調査及び水質調査を行い、井戸水を飲まないようにアドバイスしている。
地下水汚染が無かった場合においても、汚染土壌を残置する場合、溶出量基準超過の有害物質が雨水等で浸透し、土壌汚染の拡散や地下水汚染の原因となるおそれがある。そのため、雨水の地下浸透防止対策を取るよう指導している。
・「掘削部分」のみが対策範囲となった場合、掘削をせず土地利用をしていくため、今後数十年汚染土壌が残置されることがある。この場合、当該地の汚染土壌を把握し監視していく体制を制度上も構築する必要があると考える。 ・飲用井戸の把握は現実的には困難と思われる。
・有害物質ごとの対策の指導は、基本的に法と条例を整合させるべきと考えます。

28

都の土対法事務における飲用井戸情報の取扱い

- **飲用井戸情報の収集**
平成22年度に都内全域で全戸調査を実施
 更新頻度: 汚染到達範囲内に登録井戸があった場合、ヒアリング等により飲用の有無を確認
 収集情報: 設置者名、連絡先、井戸所在地、ストレーナー位置、井戸深度、用途、飲用頻度等
- **飲用井戸情報の整理**
 収集データを地図情報システムに登録し、範囲検索できるシステムを利用
- **飲用井戸情報の提供**
 要措置区域に指定した場合、汚染到達範囲内の飲用井戸情報を区市に提供



29

環境局以外での飲用井戸情報把握の状況

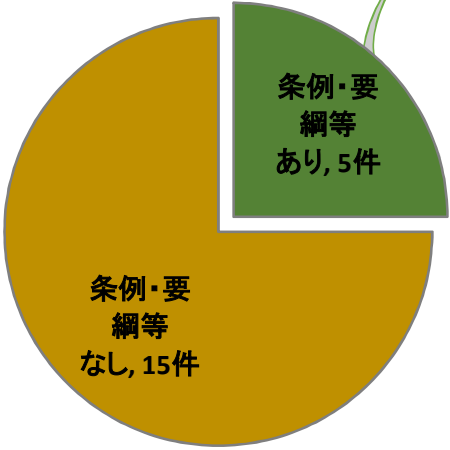
市町村 (八王子市、町田市を除く)	東京都の各保健所の管轄 ・特定小規模水道貯水槽等(飲用井戸の水を5m ³ を超えて貯水する施設。及び、学校、病院等規則で定める施設。)について、条例で届出、衛生指導を実施 個人宅の飲用に供する井戸を要綱で届出、衛生指導を実施
特別区 八王子市・町田市	各自治体が保健所を設置 ・把握状況は異なる→アンケートを実施

30

【参考】都内保健所における飲用井戸把握状況①

飲用井戸情報保有情報について各区、町田市、八王子市にアンケートを行い、20の保健所より回答

地下水の利用状況等の把握等にかかる条例・要綱等規定の有無



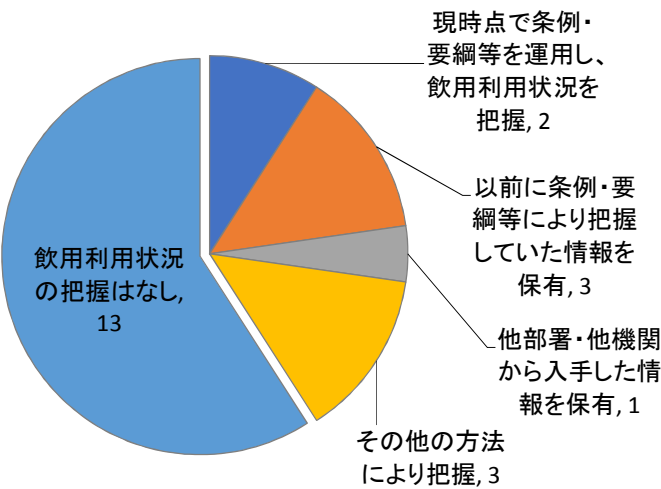
届出把握の契機		
飲用井戸等の設置届出	(義務)	1
	(任意)	3
飲用井戸等の変更届(義務・任意)		2
飲用井戸等の廃止届(義務・任意)		2
使用状況の定例的な報告(義務・任意)		1
保健所による現場実態調査		2
その他の契機・方法		3

- その他の契機
- ・井戸水の水質検査受付時の申込書に任意の記載欄を設け届出に代えていた(平成26年で終了したため、それ以降の新規把握はほぼない)
 - ・届出のある施設に対して使用実態アンケートの送付(3年に1回)
 - ・災害時協力井戸の登録に際し、災害対策部署からの情報提供により把握する場合がある

※5件について保有情報は全て非開示 31

【参考】都内保健所における飲用井戸把握状況②

保健所における地下水の飲用利用の把握状況



地下水の飲用利用等を把握している保健衛生以外の組織	
環境部局	4
防災部局	3
その他	2

- ・ 都内において、飲用井戸の把握は各自治体によって異なり、統一的行われてない
- ・ 飲用井戸を把握しているのは一部の自治体のみである

【参考】都内保健所における飲用井戸把握状況③

保健所における飲用井戸等把握の課題(アンケート回答より抜粋)

届出情報について

- ・ 規定通りに届出を行わない井戸利用者は多数存在すると思われる。
- ・ 飲用井戸の情報が更新されておらず、情報の精度が低い。

井戸水利用の指導について

- ・ 区では井戸水の積極的な飲用を勧めていない。
- ・ 都心区では、鉄道や高層ビル等による水脈の分断や土壌汚染の問題があり、地下水(井戸)の水質が安定していない。そのため、保健所としては、基本的には、地下水を飲用しないよう指導しているため、飲用井戸の実態把握はしていない。

33

【参考】都内保健所における飲用井戸把握状況④

	把握の仕組み							届出等による把握事項										把握した井戸等への対応				届出等を促すための制度周知方法				把握した井戸情報の保管方法				把握した井戸情報の情報開示請求時の取扱い			
	飲用井戸等の設置届出		飲用井戸等の変更届（義務・任意）		飲用井戸等の廃止届（義務・任意）	使用状況に関する定例的な報告（義務・任意）	保健所による現場実態調査	その他の契機・方法	井戸設置者名	井戸設置者の連絡先	井戸の所在地	井戸の深さ	ストレーナーの位置	採水量	用途	飲用利用頻度	浄水処理の方法	その他	安全に飲用するための方法の普及啓発	井戸設置者からの相談に応じる	井戸設置者に具体的な飲用指導	その他	HP	リーフレット類の配布	広報紙に記事掲載	なし	台帳を調整	届出書を保管	その他	全部又は一部開示	情報開示請求があった場合に全部非開示	開示の範囲の検討なし	
	(義務)	(任意)																															
新宿区					○			○	○	○	○		○	○			○		○							○	○				○		
目黒区		○					○	○	○	○				○			○	○	○		○						○				○		
足立区						○	○	○	○	○	○			○				○		○					○	○					○		
町田市		○	○	○				○	○	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○			○				○		
八王子市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		○				○			○	○			○		
合計	1	3	2	2	1	2	3	5	5	5	4	2	2	4	0	2	5	2	5	0	1	1	2	0	2	5	1	0	0	5	0		

34

飲用井戸情報の収集の必要性について

井戸把握の必要性	- 都において、飲用井戸情報を確実に把握・管理できる制度はない - 環境局では区域指定事案発生の際に、過去の調査で把握した井戸の現況を確認しているが、新規井戸の調査はしていない	- 都内の水道普及率はほぼ100%であり、飲用井戸は自己責任での利用としている - 一部の区部の保健所では、飲用しないよう指導を行っているため、飲用井戸の利用は指導と齟齬が生じるおそれがある
飲用井戸把握制度の必要性	- 中環審第一次答申で、都道府県等に対し、市町村と連携した飲用井戸等の合理的な把握方法の明確化が促されたところ - 新たな届出等の制度や区市町村の保有情報の提供義務化等が考えられる	情報の取扱い、確認方法について慎重な設計が必要である
収集の対象とする飲用井戸の範囲について 水道が100%普及している地域において、誰がどこまで飲用井戸を把握し、特定有害物質による汚染から保護する必要があるか？		

35

【参考】飲用井戸の把握の主体及び命令等発出要件

保健所行政との関係(飲用井戸の把握の主体)

- 厚生労働省「飲用井戸等衛生対策要領」によれば、衛生担当部局に対し、飲用井戸の設置場所等の情報を収集・整理するよう努めるものとしており、今般の改正土対法施行通知においても同要領についての言及があった。
- 現状、環境局が土対法の目的で収集し「飲用井戸」と位置付けているもののなかには、保健所が「未把握」としているものが多数存在している。

水濁法との関係(命令等発出要件)

- 水濁法と土対法は同じ人健康リスクをトリガーとした命令の仕組みをもっている。
- 土対法施行通知で、地下水経路摂取リスクの考え方については水濁法の浄化措置命令に係る施行通知を参照すべきとされているところだが、両施行通知の命令発出の要件(「人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれ」の判断)の記述は異なっている。
- 具体的には、上水道の敷設があれば水濁法の浄化措置命令は出せないのに対し、土対法の要措置区域指定は、上水道の敷設があっても飲用井戸が存在すれば要件を満たすと解されている。

	水濁法施行通知	土対法施行通知
命令等を発出するにあたっての要件(施行通知)	過去において人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあったが、 <u>上水道の敷設や、利水地点における対策等浄化のための適切な措置がなされた場合等</u> のように「 <u>人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき</u> 」に該当しないときには措置命令の発動要件を満たさない	「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」内に飲用井戸が存在しないことを確認し、かつ、当該区域において上水道が敷設されている場合等、 <u>人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められない場合</u> には、同号に係る要件を満たさない

36

論点⑤ 収集の対象とする飲用井戸等情報及び収集の方法

現状

- 現行の条例では、飲用井戸等情報の収集の根拠となる条文、及びその収集した飲用井戸等情報を条例の地下水経路摂取リスクの有無の判断に利用することについての根拠となる条文がない。
- 飲用井戸の所管は水道行政(保健所)であるほか、水道法に基づく各種水道水源、防災行政が保有する災害用井戸の情報についても、条例上利用する必要が生じる。
- 都環境局においては土対法事務の目的で収集した全戸調査の結果を保有しており、これを要措置区域指定の際に用いている。安定的な運用のためには、データの定期的更新等の課題がある。
- 全戸調査で環境局が把握している飲用井戸のうち、保健所が把握していない井戸、さらには保健所が飲用しないよう指導している地域の井戸については、扱いの整理が必要と考えられる。また、土対法と水濁法の施行通知でリスク有無の判断が異なる現状がある。

見直しの方向性(案)

- 条例の対策の命令等地下水経路摂取リスクの把握のための情報収集の根拠は、条例に規定する。
- 条例上の対応としては、知事が関係者からの情報提供を求めることができる規定を設け、具体的な把握の対象及び内容については、関係機関との継続的な検討のうえで、必要に応じて要綱等を整備していく。

37

論点⑤補足 関係者からの情報収集の方法(関係機関から保有情報の提供を受ける場合)の検討

法施行規則第30条の各号	根拠法令等	情報の所有部署(想定)
第1号(飲用井戸)	飲用井戸等衛生対策要領(全域(独自に要綱等を規定している地域を除く)) その他、小規模貯水槽条例や飲用井戸に関する指導要綱(制定している地域)	衛生担当部局(保健所)
第2号(水道水源)	水道法	水道事業者 衛生担当部局(保健所)
第3号(災害用井戸)	災害対策基本法	防災部局(区市町村)
第4号(公共用水域)	(水質汚濁防止法に基づく常時監視その他公共用水域における監視)	環境部局(都・区市町村)
情報提供を受けるタイミング	メリット	デメリット
(案1)区域指定等の事案が発生した都度	地域の最新の情報が得られる	照会に時間がかかるおそれがある
(案2)定期的(年1回/月1回等)	都の保有する情報の全体としての制度が保たれるほか、ルーティンの事務としてお互いに実施しやすい	未把握の井戸が新設されているおそれ否定できない
(案3)情報所有部署の情報が更新された都度	都内全体の最新の情報が得られる	事務量が増えるおそれがある

38

論点⑥ 飲用井戸情報の保管および区市との共有

現状

- ・ 現在、法の区域指定事務に利用するため、都が都内全域の情報(全戸調査による井戸情報)を保管しているほか、希望のあった区市には提供している。
- ・ 条例見直しの後は、第116条の事務に井戸情報を利用する必要があることから、都と区市の情報が共有されることが必要となる。
- ・ 行政区域の境界付近の案件もあり、都に井戸情報が集約されていることは、区市にとっても利点がある。
- ・ 対象とする井戸の定義の見直しの際は、現在保有している井戸情報についても、整理する必要がある。

見直しの方向性(案)

- 条例上は、知事の事務としての範囲で、都及び区市がそれぞれの事務の範囲に必要な井戸情報を保有している前提で、各規定を策定していく。
- 今後、課題認識の共有を区市と進め、各地域の情報保管の主体及び具体的な情報共有の方法については、施行までの間に調整していく。

※都の保有する井戸情報については、周辺区域で案件が生じた際に、新定義に基づき個々の井戸の該当性を判断し、対象外となった井戸の情報を整理していく。

39

論点⑦ 飲用井戸情報の適切な提供

井戸情報提供の必要性

改正法H31施行に伴う関係法令改正の議論において、要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等の上流側を評価地点として、その地点で地下水基準適合を満たすための目標地下水濃度を設定することを検討中。



評価地点と目標地下水濃度を設定するために、
飲用井戸の位置に関する情報提供が必要になるのでは？

飲用井戸情報の提供に関する現在の取扱い

- ・ 飲用井戸情報は個人情報であるため、環境局で保有している情報は非開示(要措置区域に指定された場合は、区の環境部局に情報提供)
- ・ 各保健所へのヒアリングでも、情報を持っている5件の保健所全てで非開示
- ・ 個人情報である飲用井戸情報を、措置実施者に提供することは可能なのか？
- ・ 提供する場合、どのように提供すればよいか？

40

論点⑦ 飲用井戸情報の適切な提供

法施行通知による「情報提供の考え方」

- ・ 一般の利用価値が大きいものであり、提供が望ましい。
- ・ 情報を必要とする個別の事由等に応じた慎重な対応が対応
- ・ 個人情報等の提供は適当ではない
- ・ 改正土対法H30施行通知では、新たな考え方は示されず

土対法施行通知 第8 3. (6)都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等

(前略)

土壤汚染に関連する情報は、土地を購入しようとするものがその購入の判断に活用できること、法第8条に基づき汚染原因者に対して費用を請求しようとする土地の所有者等が請求の根拠として活用できること等、一般の利用価値が大きいものであり、都道府県は、その収集した土壤汚染に関連する情報を、一般に提供することが望ましい。ただし、その際には、土壤汚染に関連する情報の多くが私有財産に係るものであることに留意し、情報を必要とする個別の事由等に応じた慎重な対応が必要である。なお、情報の入手の便に資するため、一定の類型化された情報については、情報公開条例に基づく開示請求の経路を経ず、より簡便な手続により提供されることが望ましい。

もとより、都道府県が保有する情報の提供は都道府県の判断により行われるものであり、また、個人情報、企業秘密等の提供が適当でない情報も含まれるものであることに留意されたい。

改正土対法施行通知 13. 都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等

(前略)この規定により収集し、整理し、保存し、及び提供する新たな情報としては、地下水の利用状況等に関する情報などが考えられる。

41

論点⑦ 飲用井戸情報の適切な提供

現状と懸案事項

- ・ 法施行通知では、法第61条に基づき収集した情報は一般に提供することが望ましいとしつつ、情報を必要とする個別の事由等に応じた慎重な対応や、個人情報の取扱いへの注意を求めている。
- ・ 飲用井戸情報は個人情報として、保健所行政では全部非開示の扱いとしている。
- ・ 飲用井戸情報が求められる場面として、法の汚染除去等計画策定で到達距離を元にシミュレーションを行う場合が考えられる。ただし、必要な情報の範囲は、法施行規則やガイドラインの改定内容、シミュレーションツールの内容次第であり、現時点では明らかになっていない。
- ・ その他、収集した飲用井戸情報を元に、汚染による健康被害のおそれについて、井戸設置者や井戸利用者に連絡を行う者に必要な情報を提供する場面も考えられる。

見直しの方向性(案)

○条例上収集した飲用井戸情報については、法の書きぶりを参考に、適切な提供を可能とする規定を設ける。

○提供する情報の範囲や提供の方法については、想定される場面ごとの対応について、法制度の検討状況も参考とし、引き続き検討していく。

42

改正 骨子(素案)

【人健康リスクの判断基準】(検討課題①)

第114条

・特定有害物質により当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌を規則で定める基準(以下「汚染土壌処理基準」という。)を超えて汚染したことにより人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるとき(施行規則において、法施行令第3条及び関連する法施行規則を参考に基準を規定)

【飲用井戸等情報の収集等】(検討課題③)

・知事は、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして第114条に規定する規則で定める基準に該当することを判断するために必要な限りにおいて、当該判断に必要な情報を有する者に対し、提供を求めることができる。

・知事は、収集した情報について、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

43

改正 骨子(素案)

【対策に係る命令】(検討課題②)

第114条

知事は、有害物質取扱事業者が、特定有害物質により当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌を汚染土壌処理基準を超えて汚染したことにより人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、土壌汚染の除去等の措置の計画書(以下「汚染除去等計画書」という。)を作成し、これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌汚染への措置をすることを命ずることができる。(土地所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。)

第115条、第116条

・知事は、土壌汚染状況調査結果により、当該調査対象地の土壌汚染による人の健康被害の生じるおそれが第114条第1項に定める基準に該当すると認めるときは、有害物質取扱事業者(工場等廃止者)に対し、期日を定めて、当該調査対象地内の土壌汚染に対して同項に定める計画を作成し、措置をすることを命じることができる。(土地所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。)

・次のいずれかの場合は、当該土地の所有者等に対し、前項の命令を行う

①土地所有者が当該措置をする旨の合意があったとみなされるとき

②工場等廃止者が不存在で命令を発出することができないとき

・前○項の規定に関わらず、対策義務者が措置が行わずにその土地に係る権利を譲渡(借地・借家の場合は土地又は建物を返還)をしたときは、その土地の所有者等は措置を計画し、これを行うとともに、計画書及び措置の完了について知事に届出なければならない。

44

【土地改変時の義務】(検討課題②)

第117条

2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壌が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の改変者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。

3 土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、知事は当該調査対象地の土壌汚染による人の健康被害の生じるおそれが第114条第1項に定める基準に該当するときは、その旨を通知し、計画の変更を指示できるものとする。

※対策後汚染が残置された土地の改変については、別途検討する。(2-4)

※法と条例の重複に係る整理は、別途検討する。(3-1)

参考資料

47

条例施行規則第53条（汚染処理計画書）

条例第114条第1項及び第115条第2項に規定する汚染処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 汚染の状況
- 二 汚染処理の区域
- 三 汚染処理の方法
- 四 汚染処理の開始及び終了の時期
- 五 汚染処理の期間中の環境保全対策
- 六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

東京都土壌汚染対策指針

第3 計画の策定及び実施

1 汚染処理計画及び汚染拡散防止計画の目標

（1）条例第114条第1項及び第115条第2項に規定する汚染処理計画書に記載する計画（以下「汚染処理計画」という。）は、2（2）に掲げる汚染処理の区域内において、土壌溶出量が処理基準以下となるように対策をとること又は汚染土壌を適切に封じ込めることを目標とする。

（2）条例第116条第2項及び第117条第3項に規定する汚染拡散防止計画書に記載する計画（以下「汚染拡散防止計画」という。）は、3（2）に掲げる汚染の拡散防止の区域内において、土壌溶出量及び土壌含有量が処理基準以下となるように対策をとること、汚染土壌を適切に封じ込めること又は人と汚染土壌との接触を遮断することを目標とする。

48

<用語の解説> (環境確保条例逐条解説より引用、矢印以降は加筆)

(1) 有害物質を取り扱い	有害物質を取り扱うとは、有害物質により土壌汚染を引き起こすおそれのあるような使用、製造、保管又は処理をすることをいう。 →第116条にも関連する「<u>有害物質取扱事業者</u>」の定義に係る規定。その者(設置者)が取り扱ったことを指し、法のように特定施設での使用には限定していない。
(2) 現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれ	現に人の健康に被害が生じているか、又はその蓋然性が相当程度高いことをいう。 →逐条解説に明記されてはいないが、制定の時期及び経緯から、水質汚濁防止法の浄化措置命令の規定や大気汚染防止法の改善命令の規定を引用したものと考えられる。水濁法では施行規則において、地下水の利用等の状態を規定しており、条例の運用にあたって原則としてこれを適用することを想定していたものと考えられる。
(3) 汚染処理の計画書	汚染処理の計画書とは、施行規則第53条で定める事項を記載したものである。 なお、汚染処理の方法等とは、土壌汚染対策指針に示すところによる。なお、ここで、<u>汚染土壌の処理範囲を敷地内に限定したのは、通常、汚染土壌、特に高濃度の汚染部分は敷地内に存在することが多いこと、及び有害物質取扱事業者が主体的に汚染土壌を処理できるのは自己の敷地内に限られるためである。</u>ただし、敷地外の汚染土壌の処理を否定するものではない。

49

(4) 敷地内の汚染土壌の処理	敷地内の汚染土壌の処理とは、<u>当該有害物質が大気又は地下水を経由し人の健康に支障を及ぼさないよう、敷地内に存在するすべての汚染土壌を掘削除去若しくは封じ込めること、又は地下水経由の健康への支障の防止にあつては汚染土壌処理基準(溶出量基準)以下にすることをいう。</u> →「<u>汚染土壌の除去・封じ込め</u>」により、人と汚染土壌の摂取経路の遮断を目指していると読めるが、条例制定当時は含有量基準の規定がなく、指針においても含有量基準超過の場合の汚染処理計画の目標は定められていない。一般人の立入を想定していないことが理由と考えられる。
(5) 当該所有者は、当該措置の実施に協力	汚染土壌の処理を命じられた工場等の敷地が当該有害物質取扱事業者の所有でない場合は、当該事業者には掘削の権原がないので、土地の所有者に対し、汚染土壌の処理について協力すべきことを定めたものである。 この場合の協力とは、<u>土地の掘削などの処理行為の実施を承認することを指し、費用の負担等を求めるものではない。</u>
(6) 汚染の処理が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない	汚染処理計画書に基づき対策が実施され、汚染土壌が適切に処理されたことを確認したときは、施行規則第54条で定める汚染処理完了届出書により届け出なければならない。

50

資料 3

地下水汚染への対策要件

- ・地下水汚染判明時に調査を求める要件
- ・対策を義務付ける要件(地下水汚染)
- ・汚染状況調査に必要な調査の範囲

1

本資料の検討課題

検討課題① 地下水汚染判明時における対応・対策の要件

論点		概要
論点①	地下水汚染地域における調査要請・処理命令	条例第115条の地下水汚染地域に関する規定の必要性について再確認する。
論点②	対策を義務付ける条件(地下水汚染)	地下水環境保全の観点から対策を求める条件を検討する

+ 論点②に関する追加論点4点

検討課題② 汚染状況調査に必要な調査の範囲

論点		概要
論点③	詳細調査の位置づけ及び求める内容	現行、必須となっている詳細調査について、必要とする要件・範囲を見直す。

2

論点① 地下水汚染地域における調査要請・処理命令

＜地下水汚染地域における調査要請等の規定(第115条)＞

環境確保条例 第115条

知事は、有害物質による地下水の汚染が認められる地域がある場合は、当該地域内の有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき規則で定めるところにより、その敷地内の土壤の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の調査結果により、当該敷地内の土壤の有害物質の濃度が規則で定める基準(以下「汚染土壤処理基準」という。)を超える場合で、知事が行う周辺の地下水の水質調査の結果等により、当該土壤汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理計画書を作成し、これに基づき、当該敷地内の汚染土壤の処理をすることを命ずることができる。



土対法には含まれていない地下水環境保全の考えに立った条例独自の規定

3

論点① 地下水汚染地域における調査要請・処理命令

現状

条例制定後、第115条を適用した件数 = 〇件

課題

これまでに適用した実績はないものの、必要に応じて適用できる余地は残しておくべきではないか。

条例第116条・117条の調査において判明した汚染に対しても、同様の地下水環境保全の考え方で対応することが必要であり、そのためにも第115条で条例のスタンスを明示しておくことは重要ではないか。

「地下水汚染の原因となっている場合」の考え方が様々であり、判断が難しい。

見直しの方向性(案)

条例第115条の規定による地下水保全の考え方は維持したうえで、処理の命令を発出する要件を明確化する。

第116条・第117条の調査において、汚染が判明した場合においても、地下水環境保全の観点も含めた対策要件を適用する。

4

論点② 対策を義務付ける条件(地下水汚染)

現状 【再掲】＜対策を求める条件(第116条、第117条の場合)＞

法律・・・健康被害のおそれがあるとき(≡飲用井戸が近傍に存在する場合)
条例・・・基準超過が確認された場合は基本的になんらかの対応が必要

環境確保条例 第116条 (工場等廃止時の義務)

2 知事は、前項の調査の結果、当該敷地内の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該敷地内の汚染土壌の拡散を防止するための計画書(以下「汚染拡散防止計画書」という。)を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

環境確保条例 第117条 (土地の改変時の義務)

3 土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

4 前項により汚染拡散防止計画書の提出をした土地改変者は、前項の汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

5

論点② 対策を義務付ける条件(地下水汚染)

現状 ＜対策を求める範囲(第116条、第117条の場合)(指針の規定)＞

条例・・・汚染が帯水層に達しているか、地下水汚染の原因となっているか、で必要な対策範囲が異なる。

汚染が帯水層に達していない場合		汚染が存在する範囲のうち土地の掘削等を行う部分
汚染が帯水層に達している場合	地下水汚染の原因となっていない場合	汚染が存在する範囲のうち土地の掘削等を行う部分
	地下水汚染の原因となっている場合	汚染が存在する範囲

「土壌汚染対策指針第3 3(2)」

→「地下水汚染の原因となっている場合」という点が不明瞭という指摘もあり

【要措置区域等に指定された場合の特例】

法の要措置区域等に指定された場合には、措置の完了があったものとみなす。

「土壌汚染対策指針 第4」

→法対象となったものの大半は、特例を利用し法に基づく措置の条件が適用され、法に基づいた管理が行われている。

6

【参考】条例指針に基づく対策の指導状況（区市アンケートの結果）

○対策の要否の判断

		区	市
指針の通り、周辺の地下水汚染の原因となっている場合に対策を求めている		11	16
指針の要件に加え、飲用井戸等の有無を確認し、飲用時に対策を求めている		10	0
地下水汚染の原因の判断基準（具体的な記載のあったもの）	総合的に判断	事業者の取り扱っていた物質と取扱位置、取扱状況、地下水汚染の発生範囲等から	
		廃止となる工場・指定作業場で取り扱っていた有害物質が、土壌調査で検出されており、地下水調査でも検出された場合。	
		汚染の拡散状況と有害物質の種類及び濃度で判断している	
	敷地境界で判断	地下水流向下流側の敷地境界で地下水基準超過が存在すること	
		敷地境界における地下水汚染の有無（H19年頃に都に確認）	
	地下水基準不適合の地下水の存在	地下水の分析結果による。（環境基準超過の有無）	
		対象地内での地下水調査において基準を超過しているときは、汚染原因とみなす。	
		観測井による調査	
		地下水基準を超過する地下水（ボーリング孔内水）が確認された場合。	
	汚染土壌と地下水位との位置関係を考慮	原則、汚染土壌の範囲内に地下水があり、土壌と同一の有害物質により汚染されていれば、地下水汚染の原因であると判断している。また、対策の必要性については、停滞水又は流動水の場合により、個別に判断している。	
		状況によるが汚染土壌が帯水層に存在しない場合は、地下水汚染が生じていないと判断している。また、汚染土壌が帯水層に存在し、且つ溶出量基準超過の場合、地下水調査の実施を求めているが、当該地における地下水汚染の状況の把握しか出来ず、周辺の地下水汚染の可能性があるとは言えない。	
	その他	“汚染の原因ではない”と認められる場合を除き汚染の原因となっていると考える。	
		法律と同様に、半径1km以内で飲用井戸があれば、地下水流の下流側にある場合は、要措置並みの対策を求める。	

7

論点② 対策を義務付ける条件の検討

課題

- 【再掲】法（健康リスクベース）と条例（地下水汚染ベース）で対策を求める条件が異なっている。

＜法律のみ対策が必要なケース＞（⇒資料2で整理済み）

溶出量基準超過・周辺に飲用井戸あり、地下水汚染はなし

⇒法で健康リスクがあるとしている汚染状態の土地も条例では対策不要となっているケースがある状態

＜条例のみ対策が必要なケース＞（⇒当資料の検討範囲）

溶出量基準超過・周辺に飲用井戸なし、地下水汚染あり

⇒法で対策不要となっているものに、条例で上乗せしている状態
＝健康リスクがないものに対して対策を求めている点で過剰か
一方で、地下水環境保全の観点からは必要

- 「地下水汚染の原因となっている場合」という点が不明瞭であり、対策を求める条件も自治体によって判断が異なっている。

見直しの考え方

- 法で求めている健康リスクベースの考え方を導入しつつ、条例の目的である、地下水環境保全の考えも含める形とできないか
- より合理的で明瞭な対策を求める基準を定められないか

8

論点② 対策を義務付ける条件の検討

見直しの方向性(案)

○以下の場合には、汚染土壌が存在する範囲について対策を実施する。

- ・健康リスクがある場合（法と同じ定義）（資料2で検討済）

または

- ・“高濃度の汚染”がある場合（地下水環境保全の観点からの上乘せ）

○それ以外の場合は、汚染土壌が存在する範囲のうち掘削等を行う範囲について、拡散防止の措置を実施する。（資料4で検討）

9

論点② 対策を義務付ける条件の検討

見直しの方向性(案)

地下水汚染ベース			
	汚染が帯水層に接している 地下水汚染の 原因	地下水汚染の 原因でない	汚染が帯水層に接してい ない
条例 現行	措置必要	改変範囲は措置必要 それ以外は措置不要	改変範囲は措置必要 それ以外は措置不要



健康リスクベース			
	健康リスクあり	健康リスクなし	
		高濃度汚染あり	高濃度汚染なし
法	措置必要	措置不要	
条例 見直し案	措置必要	措置必要	改変範囲は措置必要 それ以外は措置不要

地下水環境保全

10

論点② 対策を義務付ける条件の検討

＜“高濃度汚染”を対策の対象とした場合の追加論点＞

	項目
追加論点 2－①	『高濃度汚染』の定義
追加論点 2－②	汚染状態に応じた必要な措置の内容
追加論点 2－③	117条について、汚染原因者でない改変者に対して、改変範囲以外も含めて対策を求めることについて
追加論点 2－④	土壌汚染対策指針における、法による区域指定があった場合に、条例上の措置があったものとみなす規定について

11

論点② 対策を義務付ける条件の検討

＜追加論点2－①『高濃度汚染』の定義＞

見直しの 考え方

- 対策が必要な汚染を明らかにするため、明確な基準を設定することが望ましい。
- 土壌と地下水の両方の汚染状態から検討する。

現状 【土壌の汚染に係る基準】

現行の法・条例においては、基準不適合土壌への対策方法を選定する場合の基準として、**第二溶出量基準**が設定されている

第二溶出量基準

溶出量基準の3～30倍程度で設定されている（基準値は、基本的に廃棄物の埋立処分判定基準の値と同値）。超過している場合、第二溶出量基準に適合させたくて封じ込める等の上乗せの対応が必要となる。

【地下水の汚染に係る基準】

現行の法においては、地下水汚染の有無により指示措置の内容が変わるが、その際に**地下水基準**を用いている。

名古屋市の条例において、健康リスクがない土地における措置の選定の基準として**第二地下水基準**が設定されている。排水基準と同値（＝地下水基準の10倍程度）に設定されている。

12

論点② 対策を義務付ける条件の検討

＜参考＞基準値の比較(土壌)

(単位:mg/L)

有害物質の種類	溶出基準(確保条例)	第二溶出基準(確保条例)
1 カドミウム及びその化合物	0.01	0.3
2 シアン化合物	不検出	1
3 有機燐(りん)化合物	不検出	1
4 鉛及びその化合物	0.01	0.3
5 六価クロム化合物	0.05	1.5
6 砒素及びその化合物	0.01	0.3
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005
8 アルキル水銀化合物	不検出	不検出
9 ポリ塩化ビフェニル	不検出	0.003
10 トリクロロエチレン	0.03	0.3
11 テトラクロロエチレン	0.01	0.1
12 ジクロロメタン	0.02	0.2
13 四塩化炭素	0.002	0.02
14 1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04
15 1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.4
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06
19 1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02
20 チウラム	0.006	0.06
21 シマジン	0.003	0.03
22 チオベンカルブ	0.02	0.2
23 ベンゼン	0.01	0.1
24 セレン及びその化合物	0.01	0.3
25 ほう素及びその化合物	1	30
26 ふっ素及びその化合物	0.8	24
27 塩化ビニルモノマー(別名クロロエチレン)	0.002	—

13

論点② 対策を義務付ける条件の検討

＜参考＞基準値の比較(水質)

(単位:mg/L)

有害物質の種類	地下水基準(確保条例)	排水基準(水濁法)	第二地下水基準(名古屋市)
1 カドミウム及びその化合物	0.01	0.03	0.1
2 シアン化合物	不検出	1	1
3 有機燐(りん)化合物	不検出	1	1
4 鉛及びその化合物	0.01	0.1	0.1
5 六価クロム化合物	0.05	0.5	0.5
6 砒素及びその化合物	0.01	0.1	0.1
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005	0.005
8 アルキル水銀化合物	不検出	不検出	-
9 ポリ塩化ビフェニル	不検出	0.003	0.003
10 トリクロロエチレン	0.03	0.1	0.3
11 テトラクロロエチレン	0.01	0.1	0.1
12 ジクロロメタン	0.02	0.2	0.2
13 四塩化炭素	0.002	0.02	0.02
14 1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04	0.04
15 1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	1
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	0.4
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3	3
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06	0.06
19 1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	0.02
20 チウラム	0.006	0.06	0.06
21 シマジン	0.003	0.03	0.03
22 チオベンカルブ	0.02	0.2	0.2
23 ベンゼン	0.01	0.1	0.1
24 セレン及びその化合物	0.01	0.1	0.1
25 ほう素及びその化合物	1	10 (海域以外)	10
26 ふっ素及びその化合物	0.8	8 (海域以外)	8
27 塩化ビニルモノマー(別名クロロエチレン)	0.002	—	—

14

論点② 対策を義務付ける条件の検討

<追加論点2－①『高濃度汚染』の範囲>

見直しの考え方

【土壌の汚染状態について】

埋立処理を行う際に特別な配慮が必要なレベルの汚染土壌については、今後地下水に溶出し汚染が広がる蓋然性が高いため、未然防止の観点から汚染発見時に対応を図っておくべき

【地下水の汚染状態について】

排水基準を超える汚染地下水が敷地外に流出されるような状況は、現に周辺の地下水汚染の原因となっている状態であり、早期になんらかの対応を必要とするべき

見直しの方向性(案)

高濃度の汚染は、土壌又は地下水の汚染状態が以下の基準に該当する場合とする。

【土壌の汚染に係る基準】 第二溶出量基準を超過する場合

【地下水の汚染に係る基準】 敷地境界において第二地下水基準(仮称)(新設)を超過する場合

➡ 高濃度地下水汚染に対処することで、使用頻度の少ない飲用井戸に対するリスクについて対応が可能となる。

15

論点② 対策を義務付ける条件の検討

<追加論点2－②: 汚染状態に応じた必要な措置の内容>

見直しの方向性(案)

①健康リスクがある場合 ⇒法と同様の条件及び措置を設定(資料2で検討)

		地下水の汚染状態	
		地下水基準適合	地下水基準超過
土壌の汚染状態	含有量基準 超過	盛土等	
	溶出量基準 超過	モニタリング	封じ込め等

②健康リスクがない場合 ⇒高濃度部分について、対応を必須とするように設定

		地下水の汚染状態		
		地下水基準適合	地下水基準超過	第二地下水基準超過
土壌の汚染状態	含有量基準 超過	不要		
	溶出量基準 超過	不要	不要	封じ込め等
	うち第二溶出量基準 超過	モニタリング	モニタリング	封じ込め等

16

論点② 対策を義務付ける条件の検討

＜参考＞措置の内容(現行の土壤汚染対策指針)

	第一種有害物質		第二種有害物質			第三種有害物質	
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		土壤含有量基準	第二溶出量基準	
	適合	不適合	適合	不適合	不適合	適合	不適合
原位置不溶化	×	×	○	×	—	×	×
不溶化埋戻し	×	×	○	×	—	×	×
原位置封じ込め	○	○※)	○	○※)	—	○	×
遮水工封じ込め	○	○※)	○	○※)	—	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	—	○	○
土壤汚染の除去	○	○	○	○	○	○	○
土壤入換え	—	—	—	—	○	—	—
盛土	—	—	—	—	○	—	—
舗装	—	—	—	—	○	—	—

※)あらかじめ不溶化、抽出又は分解等の方法により、第二溶出量基準以下にしてから実施する。

⇒地下水汚染がない場合等に、「地下水の水質の測定」の措置を追加することを検討法で規定されている「地下水汚染の拡大の防止」についても追加することを検討

17

論点② 対策を義務付ける条件の検討

＜追加論点2－③: 土地改変者に対策を求める範囲＞

現状 ＜対策を求める範囲＞

「土壤汚染対策指針第3 3(2)」

汚染が帯水層に達していない場合	汚染が存在する範囲のうち土地の掘削等を行う部分
汚染が帯水層に達している場合	汚染が存在する範囲のうち土地の掘削等を行う部分
地下水汚染の原因となっていない場合	汚染が存在する範囲
地下水汚染の原因となっている場合	

- ・条例第117条は、土地の改変を契機に、その土地の汚染状態を把握し、汚染があれば必要な対策まで求める主旨で制定
- ・現状、多くの案件で、汚染があった場合には、掘削深度以深であってもなんらかの対応(主に掘削除去)が取られている。

⇒現行でも地下水汚染の原因になっている場合には対策が必要となっており、実際に改変者により対策が実施されている。

見直しの方向性(案)

○第117条については、土地改変者に対し、健康リスクへの対応と同様、判明した汚染に対する措置を拡散防止措置計画の中で義務付ける。

18

論点② 対策を義務付ける条件の検討

＜追加論点2－④：区域指定があった際の措置の特例について＞

	項目	方向性(案)
追加 論点④	土壌汚染対策指針における、法による区域指定があった場合に、条例上の措置があったものとみなす規定について	地下水環境保全の観点から、高濃度汚染については特例を適用しないよう変更

見直しの方向性(案)

【要措置区域等に指定された場合の特例】「土壌汚染対策指針 第4」

現 行

法の要措置区域等に指定された場合には、措置の完了があったものとみなす。



改正案

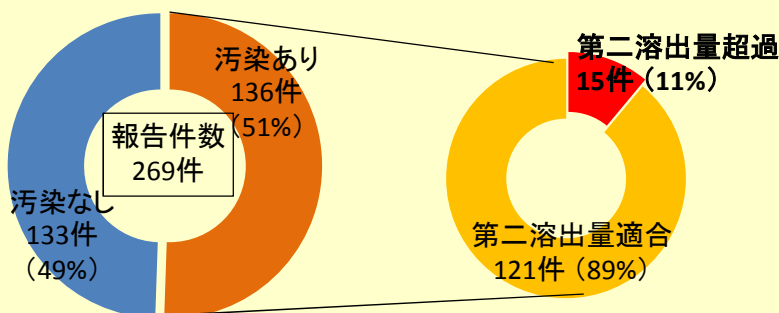
法の要措置区域等に指定された場合は、措置の完了があったものとみなす。
ただし、高濃度の汚染が確認されている等、地下水環境保全の観点からみて措置が必要と認められるものはこの限りでない。

※ただし、この特例については、指針でなく、条例又は規則で規定すべきという指摘がある。⇒「法制度との重複に係る整理」(第3回)で検討

19

＜参考＞条例対象案件の汚染状況

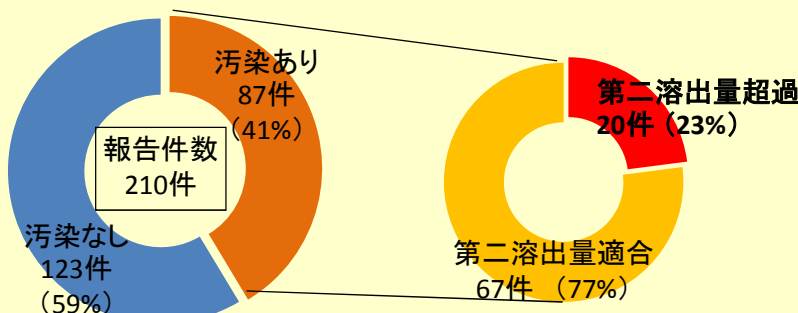
条例第117条 調査報告案件の汚染状況(平成27年度)



⇒ このうち地下水が第二地下水基準を超過しているもの: **3件**

対象案件: 主に大規模な工場跡地の開発
汚染物質: VOC、ヒ素

条例第116条 調査報告案件の汚染状況(平成27年度)



⇒ このうち地下水が第二地下水基準を超過しているもの: **3件**

業種: クリーニング業
及び金属加工業
汚染物質: VOC

20

検討課題1 対策を義務付ける条件の検討

改正骨子(素案)

第115条、第116条

・知事は、土壤汚染状況調査結果により、当該調査対象地の土壤汚染による人の健康被害の生じるおそれが第114条第1項に定める基準に該当すると認めるとき及び**当該土壤汚染が当該地下水汚染の原因である又はそのおそれがあると認められるとして規則で定める基準に該当すると認められるときは**、有害物質取扱事業者(工場等廃止者)に対し、期日を定めて、当該調査対象地内の土壤汚染に対して同項に定める措置をすることを命じることができる。

第117条

土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壤の有害物質の濃度が汚染 土壤処理基準を超えていることが判明したときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壤汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。**(変更なし、指針の中で必要な措置を規定)**

規則で定める基準

- ・土壤の汚染状態が別表●で定める第二溶出量基準を超過しているとき
- ・別表●で定める第二地下水基準を超過する地下水が当該敷地外に流出していると認められるとき

※汚染状態ごとに必要な措置の内容については、土壤汚染対策指針で検討
※法と条例の重複については、別途検討(3-1)

21

論点③ 詳細調査の位置づけ及び求める内容

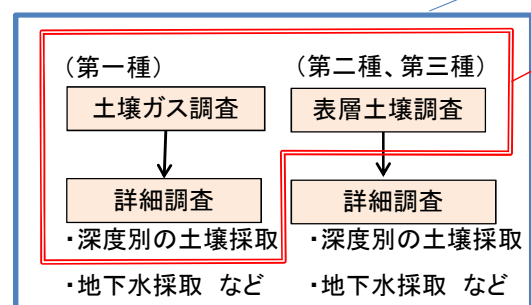
現状

＜土壤汚染状況調査でもとめる調査内容＞

条例調査

条例・・・調査の一環としての位置づけ

表層で基準超過があった場合、
詳細調査(ボーリング調査及び
地下水調査)が必須



法調査

法・・・第一種以外は対策の一環として位置づけ

第一種は深度調査が必須

二種・三種は調査時は表層土壌のみ

(対策実施時に必要に応じてボーリング調査を実施)

改正法の第4条の調査では、形質変更の深度+1mまでの調査となり、
それ以深の調査を不要とすることが検討されている。

22

論点③ 詳細調査の位置づけ及び求める内容

課題

法と条例で求める調査内容が異なり、分かりにくいという意見がある。

条例においては、例えば、

- ・工場等廃止時(第116条)で掘削予定のない場合
- ・土地改変時(第117条)で掘削予定深度が浅い場合
- ・健康被害のおそれ等がなく法令上対策が不要な場合

このようなケースであっても、詳細調査(原則10mまでの深度別土壌試料採取、地下水試料採取等)が必要となる。

⇒事業者にとって過剰な負担となっている可能性

・一方で、地下水汚染の有無で判断が分かれる事項がある。

特に、条例独自の高濃度地下水汚染の対策要否の判断には、地下水の汚染状況の把握が必要

⇒条例規制の適用判断のためには地下水調査が必要

見直しの考え方

法との整合及び条例独自の地下水環境保全の観点も考慮して、合理的な調査範囲を検討する。

23

論点③ 詳細調査の位置づけ及び求める内容

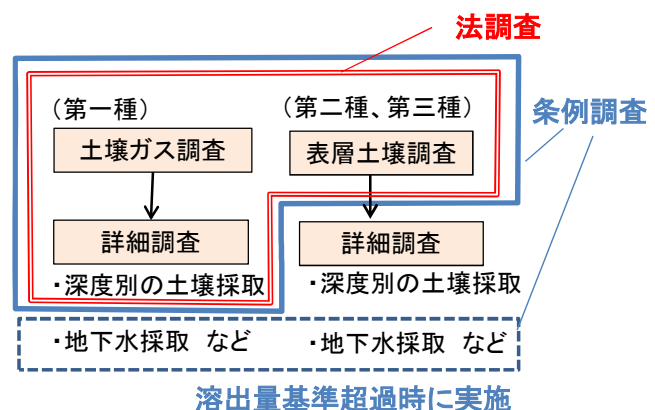
見直しの方向性(案)

土壌の調査方法及び範囲については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査とする。

地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があった場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。

なお、詳細調査を実施した場合には、条例の調査として報告できる。(引き続き調査の一環としての位置づけ)

また、対策を実施する際には、汚染範囲の確定に必要な深度調査を実施する。



※調査方法の詳細な規定は、指針の見直しにおいて検討。(第5回以降)

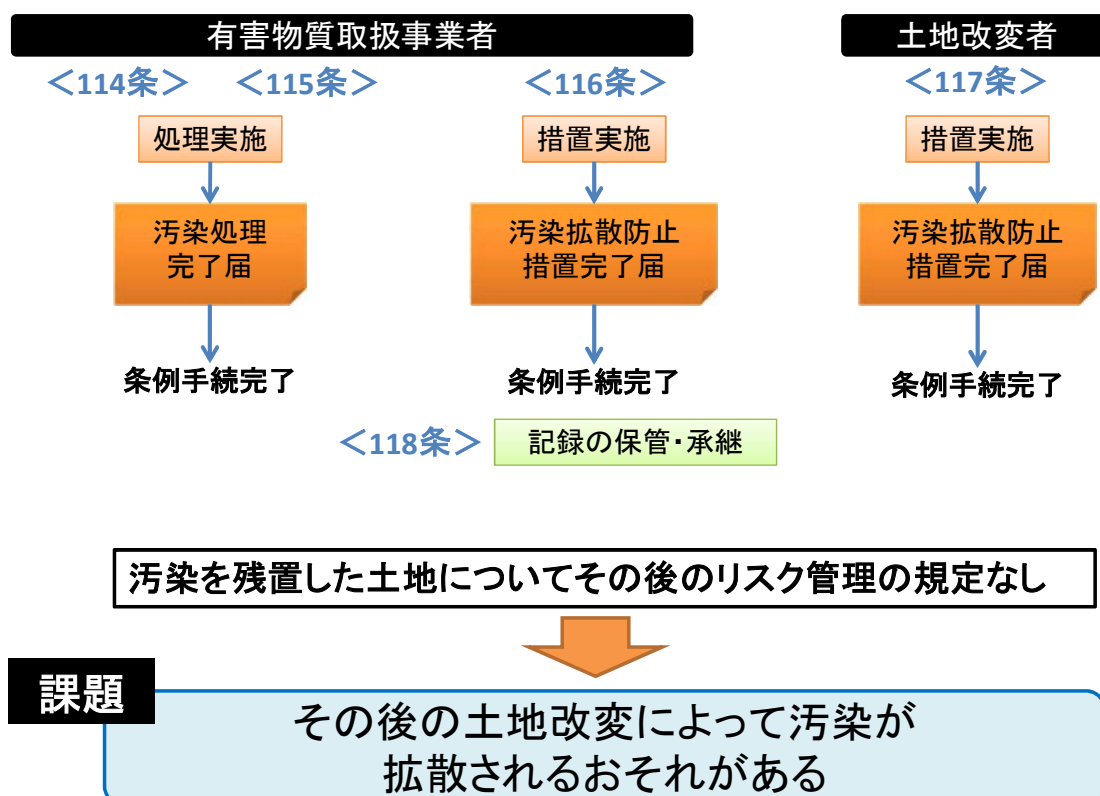
24

資料 4

汚染地の改変に係る拡散防止

1

【背景】現行条例における汚染残置後の対応



2

【資料2及び資料3での検討・再掲】対策を義務付ける条件

見直しの方向性(案)

土壌の汚染状態及び地下水の汚染状態に応じて措置内容を定める

①健康リスクがある場合 ⇒法と同様の条件及び措置を設定

		地下水の汚染状態	
		地下水基準適合	地下水基準超過
土壌の汚染状態	含有量基準 超過	盛土等	
	溶出量基準 超過	モニタリング	封じ込め等

②健康リスクがない場合 ⇒高濃度部分について、対応を必須とするように設定

		地下水の汚染状態		
		地下水基準適合	地下水基準超過	第二地下水基準超過
土壌の汚染状態	含有量基準 超過	不要		
	溶出量基準 超過	不要	不要	封じ込め等
	うち第二溶出量基準 超過	モニタリング	モニタリング	封じ込め等

課題

汚染状態等によっては、命令が発出されず、対策が不要となる。

【背景】対策後の土地の管理

- 法では、要措置区域等において実施した措置に係る構造物等に変更を加えることを規制している。
- 区域指定・台帳のような、継続的な土地の管理に係る仕組みがないため、条例にはこれに相当する規定がない。

	条例(現行)	法(要措置区域)	法(形質変更時要届出区域)
措置に係る構造物等の変更について	汚染処理完了後及び汚染拡散防止措置完了後の土地について、規定なし	法施行規則第43条により、当該構造物に変更を加えることは、法第9条による形質の変更の禁止に相当	法施行規則第50条により、当該構造物に変更を加える場合は、法第12条の届出が必要
違反した場合	規定なし	法第65条(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)	第66条(3月以下の懲役または30万円以下の罰金)

課題

封じ込め等のための構造物に変更が加えられ、措置が不十分な状態に変更させる可能性がある

本資料の検討課題

検討課題① 汚染地の改変に係る拡散防止

論点	概要
論点①	条例第116条において汚染が残置された土地における拡散防止の方法
論点②	工場・指定作業場の除却・廃止時に汚染が残置された土地において、新たに改変行為等を行う場合に、条例対象外となる点について解消するよう検討を行う

検討課題② 土壌汚染対策のための施設の構造変更

論点	概要
論点③	対策に係る構造物等の改変 土壌汚染対策のために設置された構造物等に加えることで汚染拡散等が生じないよう検討を行う

5

論点① 条例第116条汚染残置で想定される事例(1)

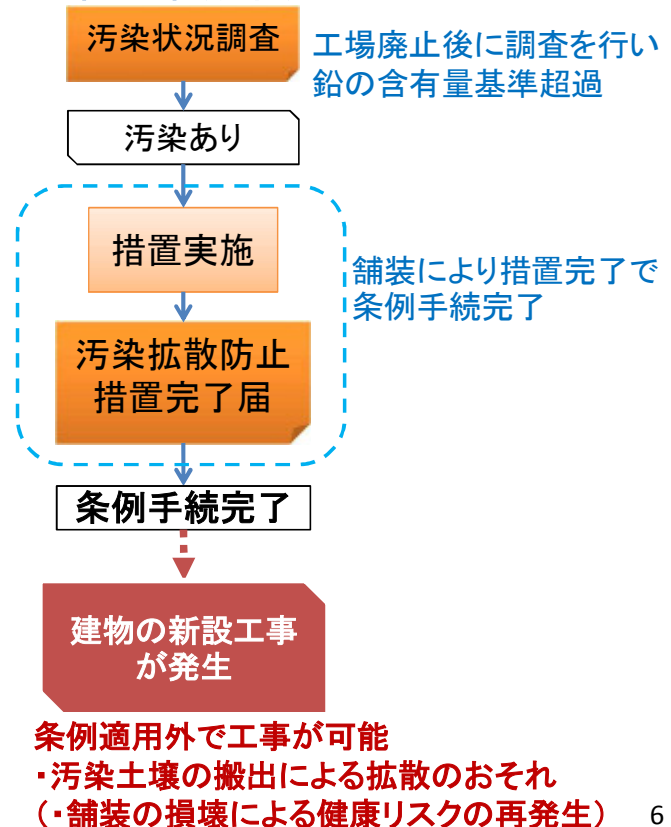
現状

- ・条例第116条は工場・指定作業場の主要な部分の除却・廃止を契機とし、調査対策を実施する。
- ・対策完了後に汚染が残置されていても、その後の土地改変等について、特に管理や届出等をする規定がない

課題

汚染が残置しているとわかっているにも関わらず、拡散防止措置を取られずに工事が行われる可能性があり、汚染が拡散するリスクがある。

<第116条(現行)>



6

論点① 条例第116条汚染残置で想定される事例(2)

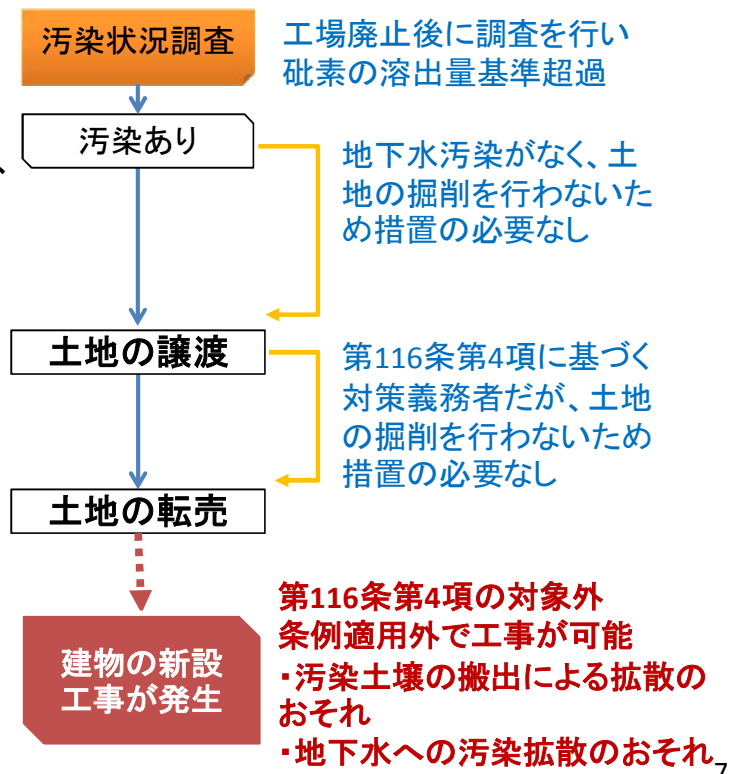
現状

土壌汚染が確認された場合であっても、地下水汚染のない土地は、掘削を行う範囲以外は、拡散防止措置は必要ない。そのため、汚染を残置したまま土地の譲渡・転売が行われるケースがある。

課題

汚染が残置されているとわかっているにもかかわらず、拡散防止措置を取られずに工事が行われる可能性があり、汚染が拡散するリスクがある。

<第116条(現行)>



(区市アンケート)条例第116条における残置案件取扱い②

○第116条第1項で判明した後、残置されている土壌汚染についての土地改変時の扱いについて
(区:第116条第3項の措置完了後)

→第116条第3項の措置完了後、汚染が残置されている土地について
(区アンケート)

	区
監視している	3
監視していない	15

監視の方法の例	事業者側へ調査報告書や拡散防止計画、完了報告書等の継承について指導している。
	事業場台帳に記録しており、リサイクル法や特定建設作業、解体工事の周知届(区の要綱)が提出された際に確認する
	事業主に対して、文書で年1回の現況届の提出をお願いしている。

(区市アンケート)条例第116条における残置案件取扱い①

○第116条第1項で判明した後、残置されている土壤汚染についての土地改変時の扱いについて
(区:第116条第3項の措置完了後 市:全ての残置案件)

	区	市
第116条第2項に順じて拡散防止計画の提出を求めている	9	8
第116条第4項を適用して、拡散防止を指導している	6	6
指導の対象とは考えていない	5	5

第116条第2項に準じた指導の対象	土地所有者
	有害物質取扱事業者(設置者)
	事業者及び土地所有者
	工場等設置者と土地所有者が同一の場合のみ提出を指導
	事業者(工場等の設置者)が基本だが、リサイクル法の届出などにより事前相談なしでの工事が発覚した際には、工事の請負者を通じて発注者へ対応を求める。その際には、発注者に第116条第4項を説明し、土地所有者が対策義務を負うことがあることを説明する。
第116条第4項を適用する対象	第116条第3項の措置を実施したもの 土地所有者等(3項措置完了後から所有者が変わっている場合)

9

(区市アンケート)条例第116条における残置案件取扱い③

○第116条第1項調査で汚染が判明したが、指針の規定上拡散防止措置を要しない土地の例

拡散防止措置を要しない理由として認めているもの	区
前設問で回答した「対策の要件」に該当しない	5
汚染土壤の存する範囲において掘削等をおこなう予定がない	14
その他	2

その他の例	建設リサイクルの届出などをチェックし、建屋が解体されないか注意している。 定期的に対象地に変化がないことを確認しに行っている。
	事業場台帳に記録しており、リサイクル法や特定建設作業、解体工事の周知届(区の要綱)が提出された際に確認する
	含有量基準超過の場合、調査実施時点で土の露出がないことが確認できる場合
	指針第4に該当した場合。

10

(区市アンケート)条例第116条における残置案件取扱い④

○第116条第1項調査で汚染が判明したが、指針の規定上拡散防止措置を要しない土地の例

	区
監視している	6
監視していない	12

監視の方法の例	事業場台帳に記録しており、リサイクル法や特定建設作業、解体工事の周知届(区の要綱)が提出された際に確認する
	・建設リサイクルの届出などをチェックし、建屋が解体されないか注意している。 ・定期的に対象地に変化がないことを確認しに行っている。
	現地調査にて土地の状況を確認。また、電話連絡等にて土地所有者等へ土地の状況を確認。土地の現況届等を定期的に求めるかについては現在検討中。
	掘削等を行うのであれば、汚染拡散防止計画を提出するよう継続的に指導する。
	事業者側へ調査報告書等の継承について指導している。

11

論点① 条例第116条における残置案件取扱いについて

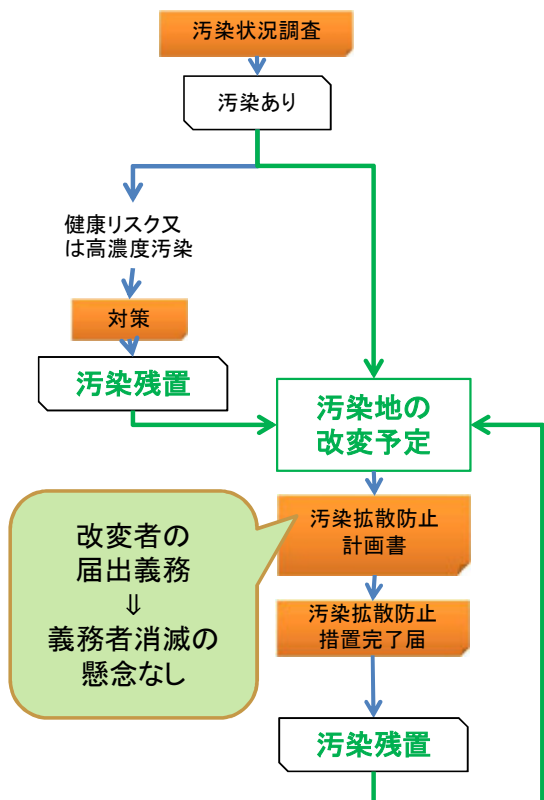
区市アンケートまとめ

区市における措置完了後に残置された土壤汚染及び対策不要であるため残地された土壤汚染の扱い

- ・ その後の土地改変時の指導は、「拡散防止計画の提出を求める」、「拡散防止の指導を行っている」、「特に指導を行っていない」等、対応はそれぞれの区市で異なる。
- ・ 土地改変を監視している区は少ない。
- ・ 届出や拡散防止対策を求める場合、誰を指導対象とするか区市によって異なる。

12

論点① 条例第116条における残置汚染の対応案



(対応案)

- 汚染残置部分において汚染土壌に触れるような改変を行う者は、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行うこととする
- 土地所有者等は改変者に対して汚染が残置されているという情報を引き継ぐよう規定を追加
- その土地に汚染が残置されているかは、条例の汚染地台帳を整備することで確認可能とする。
- 第114条、第115条の対策後に残置され、かつ第116条対象外の汚染土壌の改変についても、同様に扱う。

※届出を要する改変行為は、法との整合の観点から、法第12条及び第16条の規定を参考に規則で規定
※ 区域指定された土地は、法と手続きが重複するため対象外

13

論点② 条例第117条汚染残置のうち、届出が出ない例

現状

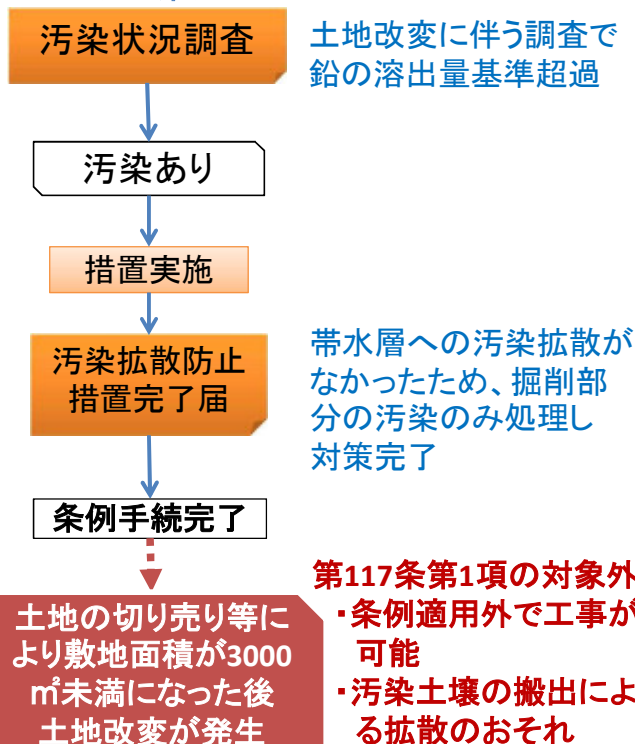
条例第117条は敷地面積3000㎡以上の土地の改変が届出契機であるため、汚染残置後に再度改変を行う場合には、基本的に再度第117条の届出対象となる。

そのため、あらたな改変において残置した汚染についても条例上の対応がなされる。

課題

土地の分割により、3,000㎡未満の土地となった場合には、その後の届出の対象とならず、汚染が拡散するリスクがある。

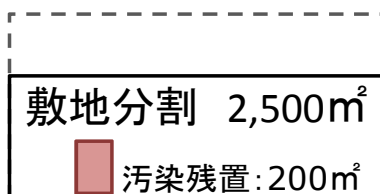
<117条>



14

論点② 条例第117条汚染残置のうち、届出が出ない例

例1)



条例第117条対象

- ・ 建物を解体し土地を売買するにあたり、敷地全体を改変
- ・ 六価クロムの溶出量基準超過が見つかった
- ・ 改変範囲の汚染土壌は掘削除去したが、深い位置の汚染は残置

条例第117条対象外

- ・ 敷地のうち、汚染残置部分を含む2,500m²を売却
- ・ 分割した敷地は3,000m²未満であるため条例第117条対象外
- ・ 残置汚染について条例適用外で工事が可能であり、不適切な工事が行われる可能性がある

15

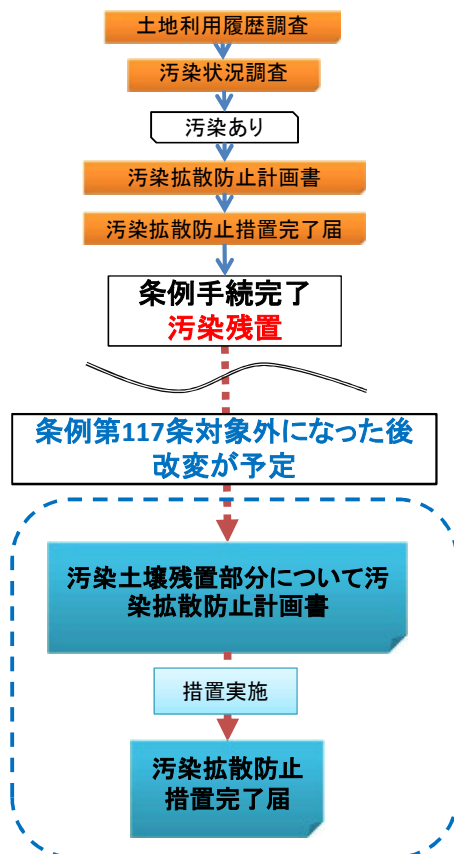
論点② 条例第117条における汚染土壌残置の状況

平成27年度 条例第117条汚染残置件数	
条例第117条のみ対象 汚染拡散防止措置完了案件	22件
うち、汚染残置案件	12件

- ・ 残置汚染土壌について、事後監視などはなし(通常、再度条例第117条対象となるため)
- ・ 汚染残置後に条例第117条対象外となった場合の、その後の改変件数等は不明

16

論点② 条例第117条における残置汚染の規制案



(対応案)

- 汚染残置部分において汚染土壌に触れるような改変を行う場合で、**条例第117条の対象とならない場合には、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行うこととする**
- 土地所有者等は改変者に対して汚染が残置されていて届出義務がかかるという情報を引き継ぐよう規定を追加
- その土地に汚染が残置されているかは条例の汚染地台帳を整備することで確認可能とする。

※届出を要する改変行為は、法との整合の観点から、法第12条及び第16条の規定を参考に規則で規定
 ※ 区域指定された土地は、法と手続きが重複するため対象外

17

検討課題① 汚染地の改変に係る拡散防止の見直しの方向性(案)

見直しの方向性(案)

条例第116条(第114条、第115条)案件

汚染残置部分において汚染土壌に触れる改変を行う者は、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。

条例第117条案件

汚染残置部分において汚染土壌に触れるような改変を行う者は、対象地が条例第117条第1項の対象とならない場合、改変前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行うこととする。

共通

上記について、汚染残置部分が法により要措置区域等に指定されている場合は対象外とする。

汚染が残置されている情報については、台帳を整備することで確認できるようにするとともに、土地所有者等が改変者に情報提供を行うよう規定を追加する。

18

検討課題② 土壌汚染対策のための施設の構造変更

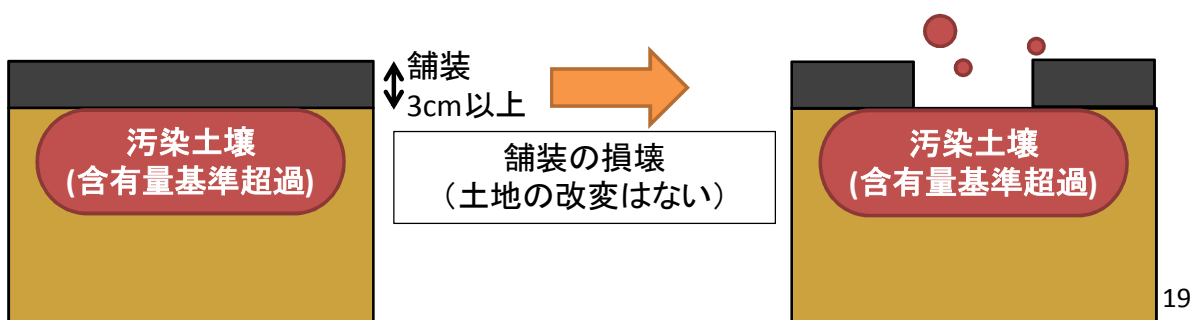
論点③ 対策に係る構造物等の改変

現状

- ・ 条例に基づく対策が完了した土地においても、封じ込め又は摂取経路の遮断による場合は、汚染が残置されており、構造物等の損壊や管理不全があれば再度健康リスクが生じるおそれがある。
- ・ 法では要措置区域においては改変の禁止、形質変更時要届出区域においては届出の対象としている。
- ・ 構造物等の管理不全や損壊があった場合、健康リスクが生じる恐れがあることから、当該土地は法第5条の対象となると考えられる。

舗装構造物による対策

健康リスク発生



論点③ 対策に係る構造物等の改変の見直しの方向性(案)

見直しの方向性(案)

- 対策に係る構造物等に変更を加える場合は、検討課題①で示した汚染残置の改変に係る拡散防止の規定を適用する。
- 具体的な施行の基準は、指針で規定する。
- 当該構造物等の管理不全や損壊があった場合は、法第5条の適用を検討する。

資料 5

自然由来等基準不適合土壤の拡散防止

1

(第1回資料1より) 自然由来等基準不適合土壤の取り扱い

現状

条例では、第2条で、「事業活動その他の人の活動により…」と定義されており、第122条において自然由来は適用除外としてきた。

環境確保条例 第122条（適用除外）

- 第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壤については適用しない。
- 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第1項に規定する農用地の土壤
 - 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壤
 - 三 前号に掲げるもののほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壤

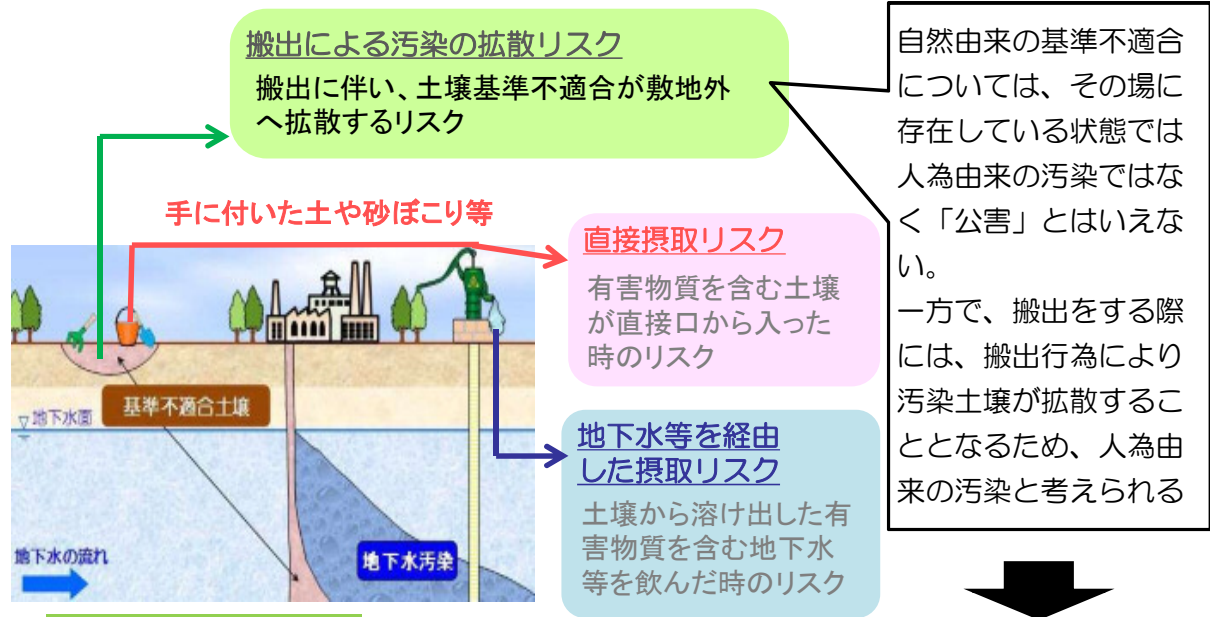
土対法は、自然由来等汚染土壤について調査等に特例を設けているものの、規制の対象としている。

課題

条例でも自然由来等基準不適合土壤について規制を検討する必要があるのか？

2

(第1回資料1より) 自然由来等汚染土壌の取り扱い



見直しの方向性(案)

自然由来等基準不適合土壌については、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、**搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用すること**を検討する。

3

条例における自然由来等に対する現在の運用①

【条例第117条案件】

第2項以降の調査・対策は不要となるが、第1項において、以下の記載をするよう指導し、事業者の自然由来等への対応を促している。

対象地に自然由来等による基準不適合土壌が存在する可能性がある場合

「対象に自然由来による処理基準を超える有害物質が存在することが確認され、掘削等により土壌を対象地の外部に搬出する場合には、適切な対応を講じることとする。」

対象地に自然由来等による基準不適合土壌が確認されている場合

「自然由来による基準不適合土壌が確認された経緯があるため、掘削等により土壌を対象地の外部に搬出する場合には、適切な対応を講じることとする。」

4

条例における自然由来等に対する現在の運用②

(条例第117条第1項における自然由来等基準不適合土壤がある場合の記載例)

調査結果	
有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴 有害物質の使用の履歴がない場合は、土地利用の履歴等調査の結果を簡潔にまとめます。	対象地は、昭和〇年まで農用地であり、昭和〇〇年に個人所有の住宅が建築され、昭和〇〇年まで居住していた。その後、昭和〇〇年〇月に〇〇商事㈱が土地を買収し、昭和〇〇年〇月にマンションを建設し現在に至る。 総評 以上の結果、対象地内において有害物質の取扱事業場は存在しないことから、有害物質を取り扱った経緯はなく、また、有害物質又は有害物質により汚染された土壤を埋め立てた経緯はないため、土壤汚染のおそれはないものと考える。 ただし、自然由来による基準不適合土壤が確認された経緯があるため、掘削等により土壤を対象地の外部に搬出する場合には、適切な対応を講じることとする。

平成28年度【自然由来等基準不適合と明記された件数】

条例第117条及び法第4条の対象案件:2件

条例第117条のみ対象となる案件 :2件

※近年は、自然由来等との判断を行わずに通常の汚染土壤として扱う事例が多い

5

条例における自然由来等に対する現在の運用③

【条例第116条案件】

条例第116条は操業由来の汚染についての規制であり、自然由来等の基準不適合はこれに当たらない。

ただし、第116条の調査の結果として「自然由来等の汚染がある」と報告された土地については、対応している場合がある

条例第116条、第117条ともに自然由来等基準不適合土壤の拡散防止に対しては指導や運用によって対応している



自然由来等基準不適合であると判断された場合には搬出等による拡散を防止するため、必要な搬出等の届出、対応を行うよう規定を整備する

6

本資料の検討課題

検討課題

自然由来等基準不適合土壌の規制

論点		概要
論点①	自然由来等基準不適合土壌の条例における扱い	一律対象外としている条例第122条の除外規定を見直す
論点②	自然由来等基準不適合土壌の搬出の規制内容	搬出規制について、具体的にどのような内容で規制するか検討を行う

7

論点① 自然由来等基準不適合土壌の搬出の規制について

見直しの方向性(案)

第122条 第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。

一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地の土壌

二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌

三 前号に掲げるもののほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌



- 条文上の除外規定を削除
- 条文上は通常の汚染土壌と同等の取扱いになるが、土壌汚染対策指針において自然由来等基準不適合土壌の取扱い方法等を別途定める

8

論点② 自然由来等基準不適合土壌の搬出の規制内容

自然由来等の基準不適合の拡散を防止するために適切に対応される必要がある

(適切な対応として考えられる例)

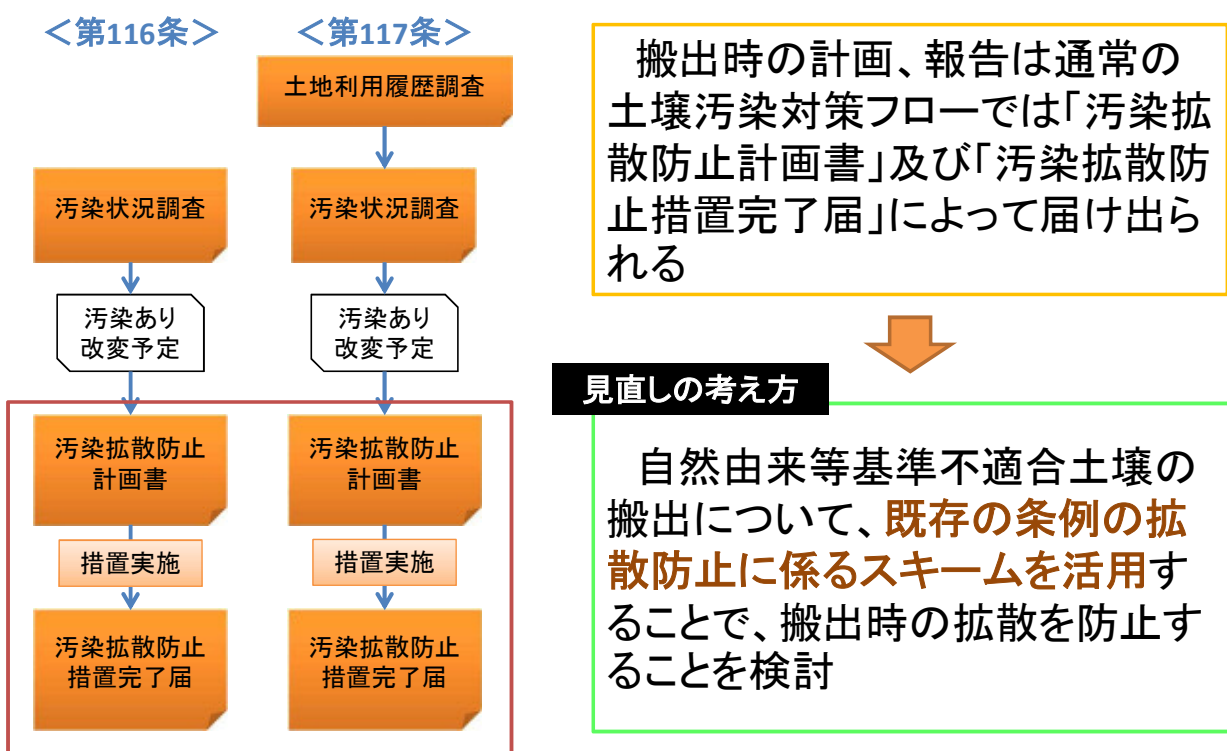
- ◆調査していない土壌を搬出する場合には搬出土調査等を行う、汚染土壌処理業許可施設へ搬出する等
- ◆不適合が確認されている場合は汚染土壌処理業者、または適切な管理のもとで、地質が同じである場所に搬出する

以上のような対応がとられるよう、自然由来基準不適合土壌に関して搬出計画書及び、工事終了後の報告の提出を義務付ける

9

論点② 条例の自然由来等基準不適合土壌の対応について

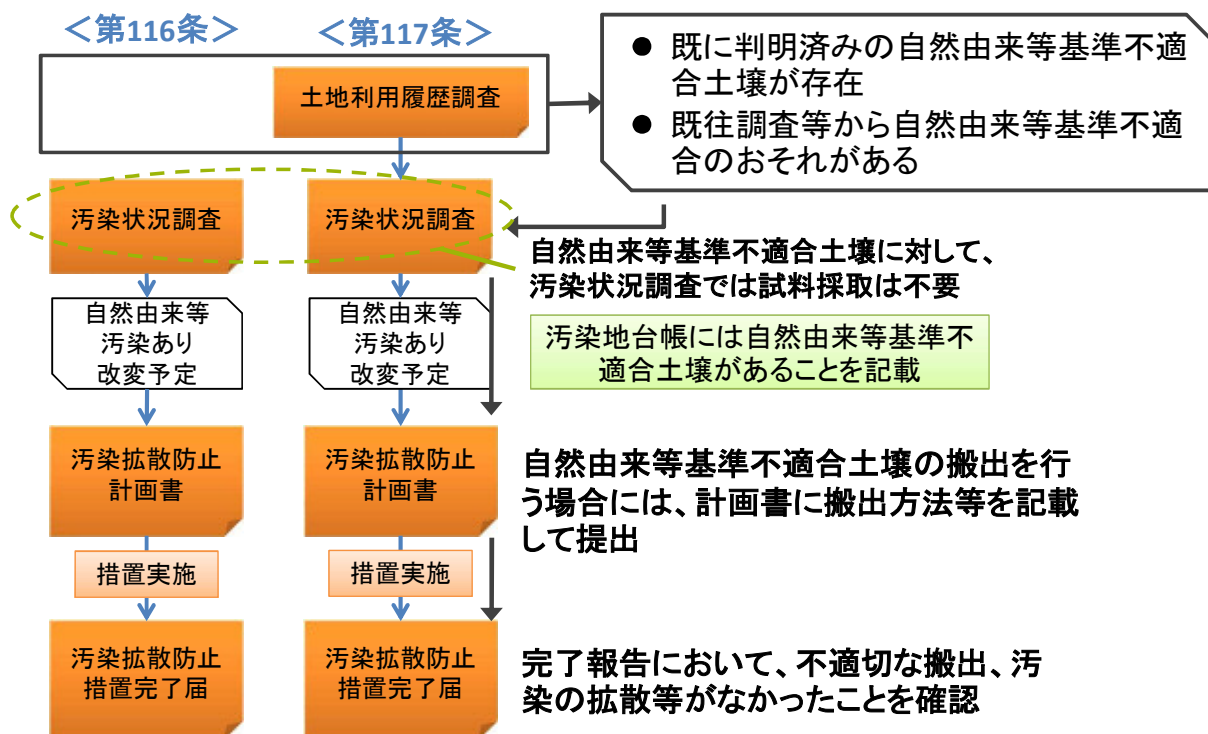
通常のフロー(資料4による見直し案を踏まえて)



10

論点② 自然由来等基準不適合土壤の事例の条例対応案①

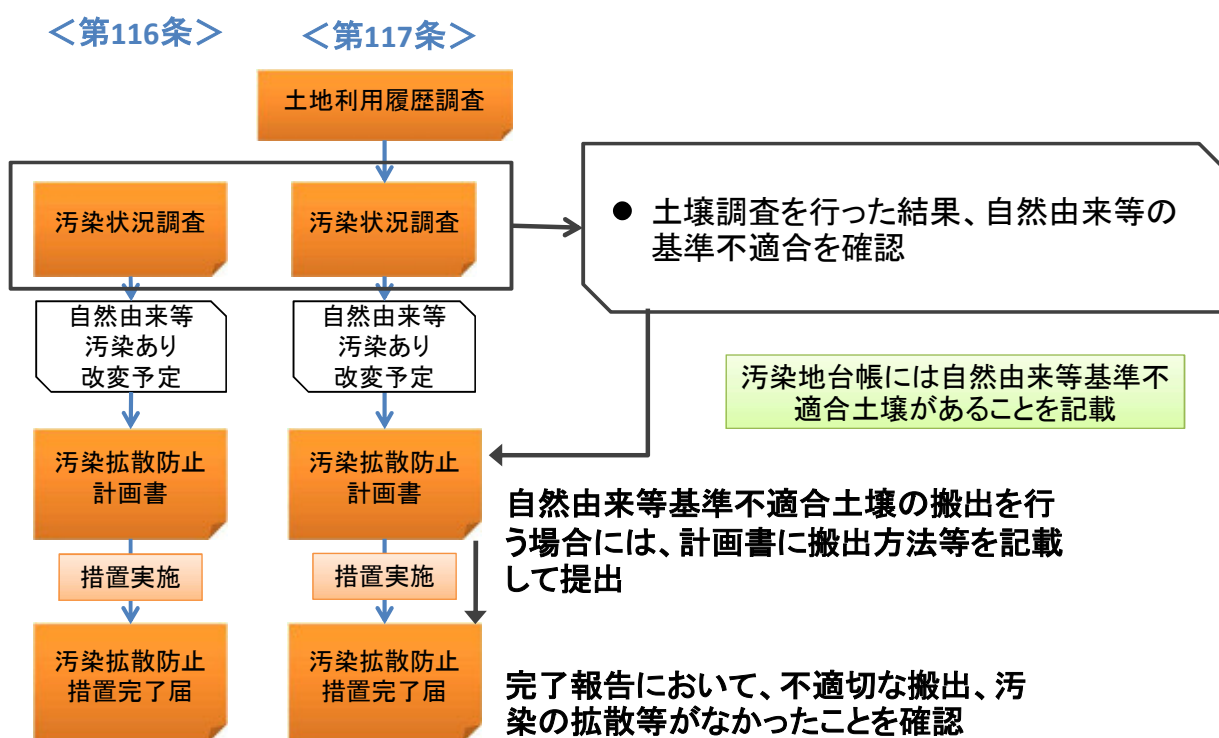
自然由来等基準不適合土壤のフロー(案)



11

論点② 自然由来等基準不適合土壤の事例の条例対応案②

自然由来等基準不適合土壤のフロー(案)



12

論点② 自然由来等基準不適合土壤の搬出の規制内容

見直しの方向性(案)

- 自然由来等基準不適合土壤についての取扱い、届出内容等について、土壤汚染対策指針に記載
- 自然由来等による汚染のおそれがある土壤については、汚染状況調査での試料採取は必須とせず、搬出時に必要に応じて調査を実施する。
- 自然由来等による基準不適合土壤があったことについては、台帳に記載する
- 土壤の移動や、外部への搬出がある場合には、汚染拡散防止措置計画において移動の計画・汚染土壤処理業者への搬出について記載を行う
- 自然由来等の搬出が適切に行われたかどうかの確認は汚染拡散防止措置完了届で報告

※搬出方法等の詳細については、指針の見直しの際に検討する。(第5回以降)

資料 6

操業中の調査・対策について

- ・法規則改正に係る条例の対応
- ・操業中の自主的な調査・対策の届出について

第1回からの変更点があるスライドには【変更あり】と記載
第1回以降新たに作成したスライドには【新規】と記載

1

【背景】法改正による操業中事業場の一定規模の見直し

第一次答申

一時的免除中及び操業中の事業場については汚染土壤が存在する可能性が高く、汚染のある場所や深さ、帯水層の位置が不明な状態で土地の形質の変更や土壤の搬出などが行われた場合、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散の懸念がある。このため、**3,000㎡未満の土地の形質の変更の場合であっても、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、法第4条のようにあらかじめ都道府県等に届出を行い、地歴調査により当該土地において使用等が確認された物質に対し、当該形質変更を行う範囲及び掘削深度内の汚染のおそれがある位置において試料採取等を行うなど土壤汚染状況調査を行うべきである。**



法第4条第1項関係施行規則において、操業中の事業場の土地における「一定規模」(現行は3,000㎡)が見直される
(平成31年春施行見込み)

操業中の工場等の敷地における土地改変について、
環境確保条例上の扱いを整理する

2

本資料の検討課題

検討課題① 操業中の土地改変の条例上での取扱いの確認

	論点	概要
論点①	条例における操業中の土地改変の考え方	条例において、改正法と同様に操業中の土地改変の届出義務が必要か検討する

検討課題② 新たな法対象範囲への運用上の課題

	論点	概要
論点②	汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法	法第4条の新たな届出対象を条例第117条の対象に加えることで円滑な運用を行うことを検討する

検討課題③ 操業中の自主的な取組の推進

	論点	概要
論点③	操業中の自主的な届出制度の検討	操業中の取組を推進するため、操業中からの調査・対策について届出できる制度の新設を検討する

3

論点① 操業中の土地改変の条例上での取扱いの確認

【改正法第4条の届出契機】

…3000㎡以上の土地の形質変更時
+ 有害物質使用特定施設における一定規模以上
(x㎡以上) の土地の改変

【条例第116条の届出契機】

…工場・指定作業場の廃止時、全部若しくは**主要な部分の除却時**

【条例第117条の届出契機】

…敷地面積3000㎡以上の土地における土地の改変



主要な部分とは、工場または指定作業場に存在する施設のうち、有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染が引き起こされたおそれがある施設をいい、施設の規模の大小は問わない。(条例逐条解説)

操業中の土地における改変の汚染拡散については、現行の条例における第116条及び第117条の届出契機で大部分がカバーできている。

4

論点① 操業中の土地改変の条例上での取扱いの確認

【変更あり】

見直しの方向性(案)(第2回にて結論を出す)

現行条例において工場・指定作業場の操業中の土地改変を特別に調査契機とする形にはなっていないが、現行の規制で法と同等程度の必要な規制は概ね確保できていると考えられる



条例上は、操業中の工場・指定作業場の敷地内における土地の改変行為そのものについて、新たに調査契機に加える必要性は少ないと考えられる。

5

論点② 汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法

【変更あり】

法規則改正後の条例第117条と法第4条対象例 操業中の土地における一定規模が見直された場合 (一定規模を900㎡と仮定)



敷地面積 < 3,000㎡
900㎡ ≤ 改変面積 < 3,000㎡
条例第117条・・・対象外
法第4条・・・対象

法第4条は対象になるが条例第117条が対象にならない案件が発生することとなり、地歴等の情報が届出されない。



課題

法改正により条例第117条がかからない法案件について、円滑な法運用に影響がでるおそれ

6

論点② 汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法

【変更あり】

条例第116条・117条の対象にならず法の対象になり得る事例

(法対象)

- ・有害物質使用特定施設がある工場等の敷地
- ・改変面積: 900㎡以上

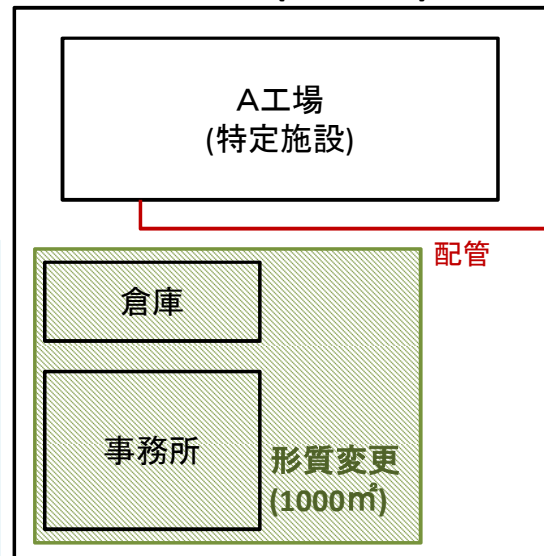
(条例対象外)

- ・(117条) 敷地面積3000㎡未満
- ・(116条) 主要な部分の除却に該当せず

法第4条の汚染のおそれの判断の際、過去の施設の状況や特定有害物質の使用状況の調査が必要

→都の保有情報だけでは確認が不可能であるため、事業者への資料要求やヒアリング等が必要となる

X工業敷地(2900㎡)



手続に時間がかかる上、実質的に条例第117条第1項で求める地歴調査と同等の資料を要求することとなる

7

論点② 汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法

見直しの方向性(案)

円滑・正確に汚染のおそれの判断を行うために、新たに法第4条の対象となる土地についても、条例第117条の対象とする。

⇒第117条の対象となる面積・行為に関する規則の規定に、法第4条が対象となる土地を含むよう、文言を追加

現行の条例第117条	現行の規則第58条
規則で定める面積以上の土地において行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為(以下「土地の改変」という。)を行う者(以下「土地改変者」という。)土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。	条例第117条第1項に規定する規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。 →土壤汚染対策法第4条の対象となる土地については(x)㎡とすることを追加 2 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成 二 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更 →土壤汚染対策法第4条の対象となる土地における土地の形質の変更を追加

※ただし、法と重複する調査報告の手続きについては合理化し、過剰な負担とならないよう配慮する(第3回検討事項)

8

論点③ 操業中の自主的な取組の推進

現状

- ・現行の法令では、基本的に廃止時に調査義務を課している
- ・たとえ操業中に自主的に調査等の対応をとったとしても届出ができず、廃止後にも調査が必要となることから操業中から取組を行う動機が働かない

例えば...特定有害物質の使用をやめた後に操業を続ける、地下浸透防止施設を新しく作り汚染のおそれが少なくなる、等の場合、操業中から調査・対策を実施することが有効

課題

廃業時の負担や操業中の汚染拡散リスクを低減するため、操業中から計画的に調査・対策を行うことを促す制度が必要ではないか？

9

論点③ 操業中の自主的な取組の推進

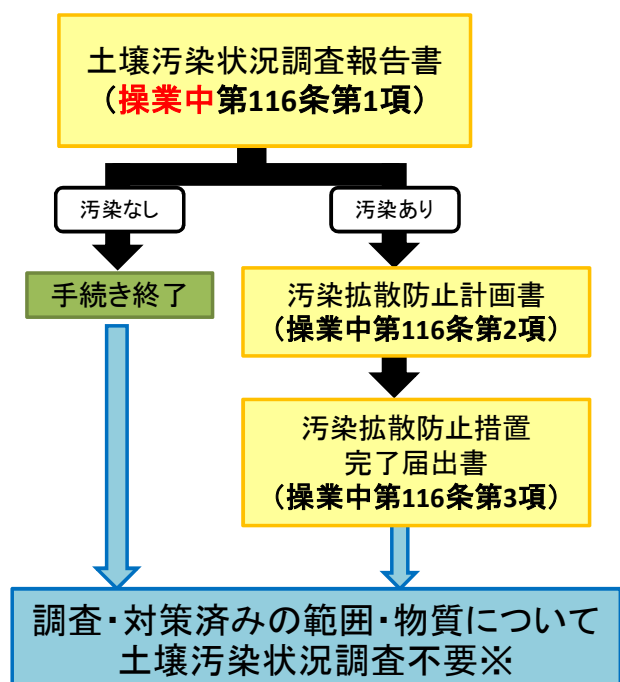
見直しの方向性(案)

- ・ 操業中であっても、有害物質の使用を廃止した際等に、条例第116条と同様の調査報告・対策の届出を任意で行うことができる制度を新たに設ける。

【検討が必要な事項】

- ・ 届出が可能な契機
- ・ 汚染があった場合に、台帳調製・公開の要否
- ・ 汚染があった場合の命令の要否
- ・ 拡散防止計画・対策中に廃止等を行った場合の手続き
- ・ 調査・対策済みの土地における廃止時等の義務軽減措置

操業中調査・対策の届出フローのイメージ



※その後に新たな汚染のおそれがない場合 10

論点③ 操業中の自主的な取組の推進

【新規】

制度概要(案)

自主的な取組を推進することを重視し、インセンティブが働きやすいように設計

届出が可能な契機	特段限定せず、事業者の自主性に委ねる。 (想定される届出契機) ・使用薬品の変更より有害物質の使用を廃止 ・地下浸透防止設備の新設 ・漏えい事故を発生させてしまった後
調査報告後の台帳公開の要否	要検討(次スライドにて検討)
汚染があった場合の対策及び拡散防止計画の要否	健康リスクがある場合、高濃度汚染がある場合には、対策が必要 汚染部分を改変する場合には、拡散防止計画の提出が必要 ⇒汚染があった場合には対策等が必要になることを前提として操業中調査に取り組んでいただく。
対策実施中に廃止等を行った場合の手続き	第116条の義務が生じることとなるため、通常の手続きに移行
調査・対策済みの土地における廃止時等の義務軽減措置	操業中の調査・対策を地歴として利用可能。 調査結果、対策内容、その後の有害物質の使用状況によって廃止時に軽減可能

11

論点③ 操業中の自主的な取組の推進

【新規】

＜操業中調査における台帳の公開の要否について＞

	メリット	デメリット
台帳公開	情報が共有され、汚染が拡散されるリスクの低減につながる 汚染がなかった場合には、事業者にとって有利な情報となりうる。	汚染があった場合には、事業者が公開を望まないことが想定されるため、自主的な取組が進まないおそれがある。
台帳非公開	操業中の取組への障壁が下がる。	<u>汚染情報が共有されず、汚染を拡散させてしまうおそれがある。</u>



- ・操業中の事業者の土地であるため、事業者により管理されている状態
- ・廃止時には第116条による調査がされる土地
- ・自主的に調査対策を行うような、意識の高い事業者である

⇒汚染が拡散されるリスクは少ないと考えて支障はないか。

12

論点③ 操業中の自主的な取組の推進

【新規】

<(参考)操業中事業者への融資制度>

東京都中小企業制度融資（東京都産業労働局）

- ・土壌汚染の調査・対策に特化した融資制度はない。
- ・用途を限定していない一般的な事業資金を調達するための融資を活用することは可能
- ・原位置浄化用の設備等は、環境保全用の設備の導入費として融資の対象となり得る（※対象となるかどうかは事案ごとに個別に判断）
- ・廃止後の事業者は融資の対象とならず、操業中の事業者にのみ融資

操業中の事業者であれば、制度融資を利用して土壌の調査・対策を実施できる可能性がある

13

論点③ 操業中の自主的な取組の推進

【新規】

改正骨子(素案)

第116条に追加

- ・有害物質取扱事業者は、工場又は指定作業場の廃止前に、当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌の汚染状況を調査を実施したときは、その結果を知事に届け出ることができる。
- ・知事は、前項の調査の結果により、当該調査対象地の土壌及び地下水の汚染状態が第115条第2項に定める基準に該当すると認めるときは、有害物質取扱事業者（工場等廃止者）に対し、期日を定めて、当該調査対象地内の土壌汚染に対して同項に定める措置をすることを命じることができる。

※廃止時の調査の際の、操業中の調査結果の利用方法等については、土壌汚染対策指針で規定

14

土壌汚染対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1 有害物質やダイオキシン類等による土壌汚染の調査及び対策等について検討するため、土壌汚染対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 有害物質やダイオキシン類等による土壌・地下水汚染の調査及び対策に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、局長が委嘱する学識経験を有する者10人以内をもって構成する。

2 局長は、必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 局長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6 委員会は局長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、環境局環境改善部化学物質対策課において処理する。

(開催方法)

第8 会議は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。(改正)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。(改正)

参考資料 2

平成 29 年度第一回土壌汚染対策検討委員会
議事録

※省略いたします。HP 上で、別紙にて掲載しております。

参考資料 3

第1回 土壤汚染対策検討委員会 検討事項とりまとめ

1

第1回 資料1

条例に基づく土壤汚染対策制度の目的・規制対象

検討課題①

条例第113条に記載の土壤汚染対策における目的及び規制対象について改めて整理する

	論点	概要	見直しの方向性（案）	ご意見等
論点①	有害物質の定義	土壤汚染対策で対象とする「有害物質」を明確化する	第113条において、土壤汚染対策で対象とする有害物質として「規則で定める有害物質（＝法の特定有害物質）」を定義する。	・論点について特に疑問はない。 ・方向性（案）について異議なし。
論点②	条例で対象とするリスク	直接摂取リスクに対する記載を適正化する。 条例では、将来世代の健康への支障も防ぐことを目的に含めていることを確認する。	・人の健康リスクの考え方について、法と同様に、直接摂取リスク全般が対象に含まれる書きぶりに改める。 ・条例制定時の精神のとおり、将来にわたって人の健康への支障が生じることを防ぐという立場は継続	・時代と共に見直していくべきもので、改めることに賛成。 ・方向性（案）について異議なし。

2

第1回 資料1

条例に基づく土壤汚染対策制度の目的・規制対象

検討課題②

自然由来汚染土壤の条例上の扱い(第122条)について検討する。

	論点	概要	見直しの方向性(案)	ご意見等
論点③	自然由来等の汚染土壤の取り扱い	現行で規制対象外としている自然由来等の汚染土壤を搬出リスクの観点から規制対象とすべきか	自然由来等汚染土壤については、法が規制の対象としていることの趣旨を踏まえ、搬出による汚染拡散リスクの観点から条例の規制を一部適用することを検討する。(詳細は第2回において検討予定)	- 一部規制を適用する方向性については異議なし 「汚染土壤」、「基準不適合土壤」などの表現は統一すべき。 - 自然由来等基準適合土壤を取り扱うならば、条例本文で明記すべき。

3

第1回 資料2

土壤汚染届出情報等の公開について

検討課題

環境確保条例において、土壤汚染に関する情報を公開していく制度を検討する

	論点	概要	見直しの方向性(案)	ご意見等
論点①	土壤汚染届出情報等の公開の手法について	土対法で行っている台帳の調製及び閲覧に供する方法を基本としていくことでよいか	条例においても台帳の調製・公開の仕組みを設けたうえで、より積極的な情報提供に向けて情報公表範囲・運用方法を含めて検討していく。	- 方向性(案)について異議なし - 論点①②について、届出件数が多く、行政にとって負担ではあるだろうが、将来的には“汚染無し”という情報まで含め土壤汚染届出情報の公開を目指すべき。方法は事務局に任せるとして検討会で提案、説明してもらいたい。
論点②	土壤汚染届出情報等の公開の範囲について	汚染地のほか、汚染が除去された土地、汚染が確認されなかった土地についても公開の対象とするか	改正土対法で対象となるA(汚染が確認された土地)及びB(過去に汚染があった土地)の情報は、先行して台帳調製・公開の対象とし、C(汚染なし、汚染のおそれなしの土地)の情報は、新たな公開範囲になるため、公開に向け必要な検討を行っていく。	

4

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

論点		概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	ご意見等
論点①	調査猶予の規定の必要性	現在運用で実施している猶予の実態と、第116条調査の意味から、猶予を条例上規定すべきかどうかを整理	区市との協議のうえで、猶予の対象者、条件、手続き等を明確にし、条例第116条第1項調査の猶予の規定を整備すべき。	・ 猶予の規定（猶予の対象者、条件、手続き等）を整備する方向性は妥当。 ・ 猶予及び猶予の取り消しの規定については、条例の中でも明文化すべき。
論点②	調査猶予の制度設計に必要な事項の整理	猶予の対象者、手続きの方法、猶予の条件その他制度設計に必要な事項について整理し、今後区市と詳細を検討する	・ 調査猶予の条件について、法と全面的に整合を図る必要はない。 ・ 猶予手続において、土地所有者の関与は必要ではないか。 ・ 猶予中の土地について、現況及び利用状況の変更に關する届出を求めることができる規定を設ける必要がある。 （続く）	・ 基本的な方向性については、異議なし。区市と十分に協議して検討してほしい。

5

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題① 調査猶予の規定の整備

論点		概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	ご意見等
論点②	調査猶予の制度設計に必要な事項の整理	猶予の対象者、手続きの方法、猶予の条件その他制度設計に必要な事項について整理し、今後区市と詳細を検討する	（続き） ・ 猶予の要件を満たしていないことが確認された場合は、行政の判断により猶予を取消すことを可能とするべき。 ・ 事業者の住居との一体利用のようなケースや、土地の管理が適切になされている場合など、相続・譲渡時の適切な承継の手続きを可能とするべきではないか。 ・ 詳細調査のみ猶予したいというケースも見られることから、段階的な猶予、あるいは調査省略の導入なども、別途、指針の見直しの際に検討したい。	・ 高濃度の原液状物質の取り扱い時は猶予することが、必ずしも事業者にとって良いこととは限らず、早い調査、対策等の適切な行政指導が必要となる。

6

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	ご意見等
論点③	調査報告実施が廃止の30日前とされていることの是非	・条例第116条において、工場廃止時の調査の実施時期を、廃止後とする。（全部若しくは主要な部分の除却については、従来通り、実施前） ・調査の実施義務者は、有害物質取扱事業者であった者で工場等を廃止したもの（工場等廃止者（仮称））と位置づける。 ・工場等廃止者に対しての指導権限は、条例上担保する必要がある。 ・調査報告に当たっては、土地所有者の関与を求めるべき。（続く）	・方向性（案）について異議なし。 ・指導を継続できるよう位置づけることは良いことと思う。 ・全部除却でかつ廃止しないという案件が存在するのかどうか事例を確認した上で、区市と相談して検討してほしい。
論点④	調査報告実施時期の変更に必要な事項の整理	・有害物質取扱に係る情報の把握方法、廃止後の義務者への指導権限、その他時期を変更することの影響を整理し、今後区市と詳細を検討する	

7

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題② 調査報告時期の変更

論点	概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	ご意見等
論点④	調査報告実施時期の変更に必要な事項の整理	（続き） ・有害物質取扱事業者であったことの確認のため、取扱の状況が分かる資料などについて、事業者へ報告・提出を求めることができるようにする必要がある。 ・廃止後、調査報告までの期限は、廃止届が廃止後30日以内の届出であることとの関係性の整理を行う。調査延長の手続きについても、同時に検討する。	・方向性（案）について異議なし。

8

第1回 資料3 条例第116条に基づく調査

検討課題③ 調査義務の承継

論点		概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	ご意見等
論点⑤	調査義務を土地所有者に承継すべき状況	現行の第116条第4項の規定の運用状況と、第4項で対応できない事例を確認し、承継の範囲を整理する	・条例第116条第1項の調査義務については、工場等廃止者が調査義務を果たす見込みがない場合について、土地所有者等に負わせることを可能とすべきではないか。 ・この場合、調査結果の報告についても、土地の状態責任に基づき、土地所有者等に義務付けるべきではないか。	・土地所有者等に状態責任に基づき調査をしてもらうという考え方はよいのではないか。 ・土地所有者に義務を移行する場合の通知について検討が必要ではないか。
論点⑥	義務承継の条件と承継される義務の範囲	本来の義務者による調査がなされる見込みのないことの判断の方法、報告義務の扱いを検討する		・事業主と土地所有者の関係は様々なケースがあるため、実態も含めて、市区と事例を収集、議論し、過程について第三回の検討会で提案いただきたい。

9

第1回 資料4 調査義務違反者への対応

検討課題 第116条の調査について、調査未実施者に対する指導の強化を図るための対応を検討する

論点		概要	見直しの方向性（案） （区市WGに都案として示すもの）	ご意見等
論点①	未調査に対する勧告後の公表規定の整備	調査実施の勧告を行った後にそれに従わなかった場合に公表を行うことを検討する	・調査義務違反者に対しては、第120条に基づく勧告を行い、不利益処分に係る手続きが完了した後に、第156条に基づく「違反者の公表」を実施する。	・方向性（案）について異議なし
論点②	未調査である土地の迅速な公開	未調査について公開を行う場合、未調査の土地の情報を先行して迅速に公開することを検討する。	・調査報告義務違反の勧告がなされた土地についての公表の規定は、第156条とは別に、土壤制度の規定の範囲において設け、違反者の公表に先立って迅速に行うことを可能とする。	

10

第1回 資料5 操業中の調査・対策について

検討課題①

操業中の土地改変の条例上での取り扱いの確認

	論点	概要	見直しの方向性（案）	ご意見等
論点①	条例における操業中の土地改変の考え方	条例において、改正法と同様に操業中の土地改変の届出義務が必要か検討する	・現行条例において工場・指定作業場の操業中の土地改変を特別に調査契機とする形にはなっていないが、現行の規制で法と同等程度の必要な規制は概ね確保できている→条例上は、操業中の工場・指定作業場の敷地内における土地の改変行為そのものについて、新たに調査契機に加える必要性は少ない	・方向性（案）について異議なし ・規模要件は、国の制度小委員会の方向性を見て、次回以降に再度示していただきたい。

11

第1回 資料5 操業中の調査・対策について

検討課題②

新たな法対象範囲への運用上の課題

	論点	概要	見直しの方向性（案）	ご意見等
論点②	汚染のおそれの判断に必要な情報の収集方法	法第4条の新たな届出対象を条例第117条の対象に加えることで円滑な運用を行うことを検討する	・新たに法第4条の対象となる土地についても、条例第117条の対象とする。 ⇒第117条の対象となる面積・行為に関する規則の規定に、法第4条が対象とする土地を含むよう、文言を追加	・方向性（案）について異議なし ・論点①で新たな調査契機を加える必要はないとしているが、論点②では対象にする必要があるとしていることについて、整理が必要ではないか。 ⇒いろいろなパターンを想定した事例を示してほしい。

12

第1回 資料5

操業中の調査・対策について

検討課題③

操業中の土地改変の条例上での取り扱いの確認

	論点	概要	見直しの方向性（案）	ご意見等
論 点 ③	操業中の自主的な届出制度の検討	操業中の取組を推進するため、操業中からの調査・対策について届出できる制度の新設を検討する	操業中であっても、有害物質の使用を廃止した際等に、条例第116条と同様の調査報告・対策の届出を任意で行うことができる制度を新たに設ける。	・将来の支障を防ぐ、早めの対応ということで、良い考え方であり、ぜひ進めて欲しい。 ・事業者への税制、融資などインセンティブについて調査して欲しい。

検討委員会スケジュール

参考資料4

土壌汚染対策検討委員会での議題		
日程	議事事項（予定）	
第1回 H29年 11月27日	条例制度見直しについて(1) ・規制対象物質・摂取経路 ・情報公開 ・工場等廃止時調査義務 ・調査義務違反への対応	1-1 目的・規制対象(113条、122条)
		1-2 土壌汚染届出情報等の公開
		1-3 116条に基づく調査（調査猶予、調査時期、義務の承継等）
		1-4 調査義務違反者への対応
	(説明を第1回に行い、結論は第2回に出す)	1-5 操業中の調査・対策(116条、117条)
第2回 H30年 2月2日	条例制度見直しについて(2) ・土地改変時の義務 ・汚染地の対策等義務 ・地下水汚染対策	2-1 117条に基づく調査(適用除外行為等)
		2-2 人の健康リスクに係る対策等(114条)
		2-3 地下水汚染への対策要件(115条)
		2-4 汚染地の改変に係る拡散防止(114～117条)
		2-5 自然由来等基準不適合土壌の搬出(122条)
第3回 H30年 3月2日 (予定)	条例制度見直しについて(3) ・法との重複への対応 ・中間とりまとめ	3-1 法制度との重複に係る整理
		3-2 条例制度の改正骨子(案)
第4回 H30年 4～5月	・土壌汚染対策制度見直しの検討結果 とりまとめ ・今後の検討事項	
第5回～	・制度の詳細について	5 条例施行規則・指針で検討する事項（想定） ¹

条例の調査・対策の流れ(現行)と第2回委員会検討事項

